

平成25年2月26日（火曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本教示

書記 土屋哲雄

〃 水田祥代

○議事日程(第1号)

平成25年2月26日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・議案第8号～議案第42号

・請願第1号

提案理由の説明

日程第4 提出議案の説明及び質疑

・議案第8号～議案第29号

・議案第38号～議案第42号

日程第5 常任委員会付託

・議案第8号～議案第42号

・請願第1号

日程第6 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開会

◎開会・開議

○議長(岩井礼二議員) おはようございます。
ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 25 年第 2 回中能登町議会定例会を開会をいたします。

諸般の報告をいたします。

昨年 12 月定例会において可決されました、石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書。少子化対策の推進に関する意見書。医療体制の整備等に関する意見書。私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差を是正することを求める意見書。原子力災害対策の推進を求める意見書。歩育基本法の制定を求める意見書。次代を担う若者世代支援策を求める意見書。メタンハイドレートの実用化を求める意見書。防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書。患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファン・ドラック)の開発促進・支援のための法整備を求める意見書。

以上 10 件は、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出をいたしておりますので、ご了承願います。

加えて、地方自治法第 121 条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承を願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(岩井礼二議員) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、14 番 作間七郎議員、

1 番 山本孝司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(岩井礼二議員) 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 6 日までの 9 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 3 月 6 日までの 9 日間とすることが決定をいたしました。

◎議案の一括上程

○議長(岩井礼二議員) 日程第 3 議案の一括上程

議案第 8 号 中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 9 号 中能登町道路構造基準等を定める条例の制定について

議案第 10 号 中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第 11 号 中能登町町営住宅等整備基準条例の制定について

議案第 12 号 中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

議案第 13 号 中能登町消防団に関する条例の制定について

議案第 14 号 中能登町立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 中能登町障害程度区分認定

審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 中能登町精神障害者医療給付金支給条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 中能登町道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第 20 号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 23 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 24 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 25 号 平成 24 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 26 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 27 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 28 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 29 号 平成 24 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 30 号 平成 25 年度中能登町一般会計予算

議案第 31 号 平成 25 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号 平成 25 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 33 号 平成 25 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 34 号 平成 25 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 25 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 25 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 37 号 平成 25 年度中能登町水道事業会計予算

議案第 38 号 町道路線の認定について

議案第 39 号 町道路線の変更について

議案第 40 号 町道路線の廃止について

議案第 41 号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協定について、もとい、改正に関する協議について

議案第 42 号 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入について

請願第 1 号 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な対策の推進を求める請願

以上、議案 35 件、請願 1 件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長 (岩井礼二議員) 議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成 25 年第 2 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、東日本大震災から、まもなく 2 年が過ぎようとしています。

先日の 2 月 21 日には、宮城県名取市長が来町をされ、懇談をいたしました。

その際に、名取市長からは震災が発生して間もなく、中能登町から職員を派遣し、復旧と復興への支援を行ったことについて感謝の意を示されました。

そして、津波の被害状況についての説明や、津波被害を受けた土地をかさ上げして、再び住めるよう整備を進めていきたいが、思うように事業が進捗していないとのお話があり、甚大な津波被害を受けた地域を一日も早

く、安全な地域へと再生を進めていかなければ、住む人が居なくなるという大変深刻な状況になると心配をされておいでました。

こうした大災害は、後世への大きな教訓として受け止めなければなりません。

中能登町としてもより一層、防災・減災対策を図り、暮らしの安全を充実しなければならないと感じているところであります。

そうした中、平成24年度の日本経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られましたが、その後、世界経済の減速を背景として景気は再び弱い動きとなる状況でありました。

こうした状況を受けつつ、国政においては、昨年末に安倍新政権が発足し、日本経済の再生に向けて「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとして、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算を合わせた、いわゆる「15カ月予算」によって、切れ目のない経済対策が実施をされます。

中能登町においても、国の経済対策に対応して、道路網の整備などの社会資本整備や、防災行政無線デジタル化整備、なかのと道の駅を地域防災拠点施設とする整備など、町民の皆様方の暮らしの安全と安心を確保できるよう、様々な施策を進めているところであります。

そして、まもなく開校を迎える中能登中学校においても、通学路の安全と安心を図るため、道路と併せて歩道の整備や、道路照明灯の整備、防犯灯の設置を進めており、桜の花が咲く頃には、生徒の皆さんが元気よく中能登中学校に登校できるよう事業を進めておりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案の主な内容について、順次、説明をいた

します。

最初に、議案第8号 中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

この条例は、国が急速にまん延の恐れがある新型インフルエンザ及び新感染症への対応の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定したことから、中能登町においても、新型インフルエンザ等の新感染症に対して総合的な対策を図るため、対策本部条例を制定するものであります。

次に、議案第9号 中能登町道路構造基準等を定める条例の制定についてであります。

この条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次・第2次一括法による道路法の一部改正に伴い、町道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めるとともに、町が管理する道路に係る道路標識の寸法及び文字の大きさの基準を定めるものであります。

次に、議案第10号 中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例においても、第2次一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、中能登町が管理する特定道路の設置に関する基準について、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第11号 中能登町営住宅等整備基準条例の制定についてであります。

この条例においても、第1次一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことにより、将来、町が新たに公営住宅を整備する必要が生じた場合を想定して、その基準をあらかじめ定めるものであります。

次に、議案第12号 中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてであります。

この条例も、第2次一括法により、水道法の一部が改正されたことから、町の水道布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者に関する資格基準について定めるものであります。

次に、議案第13号 中能登町消防団に関する条例の制定についてであります。

この条例は、七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴い、非常勤の中能登町消防団員の服務等の必要な基準を制定するものであります。

次に、議案第14号 中能登町立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登中学校開校に伴い、公共交通機関を利用して通学する生徒に通学費の補助を行うものであります。

次に、議案第15号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、運動公園野球場のナイター照明及びスコアボードの使用料を定めるものであります。

次に、議案第16号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、児童扶養手当法施行令及び、石川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、引用している障害者自立支援法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 中能登町精神障害者医療給付金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、引用している精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、及び障害者自立

支援法の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 中能登町道路占用料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、引用している道路法施行令の一部改正により、太陽光発電設備及び風力発電設備等の項目が追加をされたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、第1次一括法により、公営住宅の入居資格となる入居収入基準について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、第2次一括法により下水道法の一部が改正されたため、国が定めていた公共下水道の構造の技術上の基準や、終末処理場の維持管理に必要な基準等について定めるなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号から議案第29号までの平成24年度補正予算に関する議案について、ご説明をいたします。

最初に、議案第22号 平成22年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,410万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,460万4,000円とするものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、国の緊急経済対策による補正予算に伴い、所要額を計上したものであります。

次に、歳入では、社会資本整備総合交付金や農業基盤整備促進事業費補助金等を増額し、財源の調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、ふるさと応援寄附金として8名の方々より、合わせて75万円をいただいたも

ので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、歳出では、総務費で統合電算システムの事業費の確定により、システム更新委託料や備品購入費を減額するとともに、職員の早期退職に対応するため職員退職手当組合負担金を増額するほか、財源調整のため、財政調整基金を積み立てるものであります。

また、土木費では、国の経済対策により、社会資本整備総合交付金事業や道の駅整備事業、道整備交付金事業を増額するとともに、教育費では、鹿島体育センターの耐震診断及び耐震改修工事实施設業務委託費を新たに計上するものであります。

次に、議案第 23 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,219 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,969 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 24 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、介護サービス等諸費負担金の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,775 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 7,070 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 25 号 平成 24 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、保険給付費及び共同事業拠出金の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 514 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 7,507 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 26 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、長寿命化計画策定委託料等の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,143 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,936 万

3,000 円とするものであります。

次に、議案第 27 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、土地売却収入を増額するとともに、広告料を減額することにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,011 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 28 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、工事請負費の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 907 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,531 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 29 号 平成 24 年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、配水管等移設補償費の減額により、資本的収入の工事負担金を 367 万 5,000 円を減額し、資本的収入額を 6 億 5,262 万 3,000 円とするものであります。

次に、平成 25 年度当初予算の主な施策についてご説明をいたします。

本来、当初予算案は、年間を通した町政の運営方針を明らかにすべきものでありますが、町長としての任期満了を間近に控え、町政の政策的な方向付けや諸課題等への新たな対応策については、改めて町民の負託に委ねるという基本姿勢のもとに経常的な経費や継続事業、国、県で採択を受けた補助事業等について編成をいたしました。

それでは、議案第 30 号から議案第 37 号までの新年度予算について、ご説明をいたします。

最初に、議案第 30 号 平成 25 年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 3,400 万円とするものであります。

主な内容として、防災行政デジタル無線施設整備事業や、中能登消防署の高規格救急自

動車を購入し配備するとともに、道整備交付金事業を活用した道路改良工事、来春の完成を目指して建設工事を進めている「道の駅」整備事業、県営土地改良事業におけるほ場整備や子育て支援、保険・医療・福祉の充実、鹿島地区統合小学校新築工事など、教育環境の充実を図るものであります。

次に、議案第 31 号 平成 25 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,790 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 32 号 平成 25 年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護予防の充実と認知症に対する啓もう普及にかかる予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 1,480 万円とするものであります。

次に、議案第 33 号 平成 25 年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般及び退職被保険者にかかる医療給付費や後期高齢者支援金並びに共同事業拠出金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 8,500 万円とするものであります。

次に、議案第 34 号 平成 25 年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、良川地内において計画をしている分譲宅地への下水道計画区域の拡大や、統廃合による施設の効率化を図る予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5,056 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 35 号 平成 25 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、良川地内において 40 区画の分譲宅地を造成する予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,271 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第 36 号 平成 25 年度中能登

町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、町ケーブルテレビの加入促進を図り、放送サービスの運営費や音声告知端末サービスの管理にかかる予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,559 万 1,000 円とするものであります。

次に、議案第 37 号 平成 25 年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を 3 億 1,268 万 4,000 円、収益的支出を 3 億 3,705 万 4,000 円とし、資本的収入を 2 億 1,785 万 7,000 円、資本的支出を 4 億 3,085 万 8,000 円とするものであります。

主な事業として、水圧適正化工事や芹川送水ポンプ場施設改良工事に伴うものであります。

以上、今回提出いたしました予算の主な内容であります。執行にあたっては十分な検討を行い、効率的な運営に最大限努めてまいりますので、議員各位のご理解ご協力をお願いを申し上げます。

次に、議案第 38 号 町道路線の認定につきましては、今回、新たに 2 路線を町道として認定するものであります。

次に、議案第 39 号 町道路線の変更につきましては、中能登中学校及び道の駅周辺路線の改良に伴い、町道の起点・終点の変更を行うものであります。

次に、議案第 40 号 町道路線の廃止につきましては、一青地内の町道 1 路線を廃止するものであります。

次に、議案第 41 号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議につきましては、公平委員会について事務委託方式から共同設置へと制度を見直す所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第 42 号 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入につきましては、平成 25 年 3 月 31 日をもって、七尾鹿島広域圏事務組合を解散することから、石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合へ中

能登町として直接加入するものであります。

以上、本日提出をいたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。はい、ありがとうございました。

○議長（岩井礼二議員） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案説明及び質疑の準備のため、10時45分まで休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時45分 再開

◎議案質疑

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案の説明及び質疑

これより、第2回定例会に上程されています議案第8号から議案第42号までの議案35件について、一括して議案の説明及び質疑を行います。

なお、議案第30号から議案第37号までの議案8件、平成25年度各会計予算については、先に議案の説明及び質疑が終了していますので、ここでの議案の説明及び質疑は行わないことといたします。

これより、上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするよう要請をいたしておきます。

それでは、これより議案の説明及び質疑を行います。

最初に、議案第8号 中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、1ページから4ページとなります。

吉田保健環境課長

〔吉田外喜夫保健環境課長登壇〕

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第8号 中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

3ページをお開きください。

中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例、第1条では目的、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、中能登町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

以下、第2条には組織、第3条には会議、第4条には部、第5条には雑則ということで構成されております。

この制定の内容、理由については、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命、健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しました。

中能登町といたしまして、特別措置法に伴い、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、総合的に推進・調整するため、中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

施行の期日については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日ということで、国では昨年5月11日に交付され、交付の日から1年以内で政令で定める日としております。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第8号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第9号 中能登町道路構造基準等を定める条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、5ページから31ページとなり

ます。

高橋土木建設課長

〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、5ページをお開きください。

議案第9号 中能登町道路構造基準等を定める条例の制定についてであります。

7ページをお願いいたします。

中能登町道構造基準等を定める条例。この条例につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。地域主権改革一括法とも言われております。この法律が交付をされ、道路法の一部改正により町道の構造の技術的基準は国が示す道路構造例を参考に、道路管理者である地方自治体が条例で定めることとなったことから、今回、道路の区分、車線、車線の分離、自転車道、歩道、設計速度等の技術的基準を条例で定めるものであります。

第1条の趣旨では、この条例は、道路法の規定に基づき、中能登町が管理する町道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。ということであります。

9ページをお願いいたします。

第4条、車線等では道路の区分及び設計基準交通量に基づく車線数及び車線の幅員を規定しております。

以下、車線の分離等、副道、路肩、自転車道、歩道、設計速度等の基準を道路構造例に倣い、技術的基準として規定をしております。

また、附則で、この条例は平成25年4月1日から施行をするものであります。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第9号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第10号 中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、33ページから46ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、33ページを願います。

議案第10号 中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

35ページをお願いいたします。

中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例であります。

この条例も、先ほど申し上げました地域主権改革一括法の交付によりまして、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定道路を新設または改築する場合には、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を参考に、障害者や高齢者の方が安全で円滑に利用できる道路環境を確保する整備基準を道路管理者である地方自治体が定めることとなったことから、今回、国が定めた道路移動円滑化基準に基づき、歩道等の構造、立体横断施設、乗り合い自動車停留所の構造、自動車駐車場の構造、移動等円滑化のために必要なその他の施設の構造等を条例で定めるものであります。

第1章総則、第1条の趣旨では、この条例は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、中能登町が管理する町道にかかる道路の移動等の円滑化について基準を定めるものであります。

以降、国が定めました道路移動円滑化基準に倣い、歩道、立体横断施設等の構造の基準を条例で定めたいものであります。

また、附則では、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 10 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 11 号 中能登町、失礼、中能登町営住宅等整備基準条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、47 ページから 52 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、47 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 中能登町営住宅等整備基準条例の制定についてであります。

49 ページをお願いいたします。

中能登町営住宅等整備基準条例でございます。

この条例も、地域主権改革一括法の交付により、公営住宅法の一部改正がなされました。今後、公営住宅を整備するときには、国土交通省が定める公営住宅等整備基準を参考に、地方自治体が公営住宅等の整備に関する基準を条例で定めることとなっております。

今回、国が定めた公営住宅等整備基準に基づき、敷地の基準、町営住宅の基準、共同施設の基準を条例で定めるものであります。

第 1 章総則、第 1 条の趣旨では、この条例は、公営住宅法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、町営住宅等の整備に関する基準について必要な事項を定めるものであります。

第 3 条においては、健全な地域社会の形成を、第 4 条では良好な居住環境の確保、第 5 条では費用の縮減の配慮を規定をしております。

50 ページをお願いいたします。

ここでは、第 2 章の敷地の基準として、第 6 条で位置の選定を、第 7 条で敷地の安全等を規定しております。

次の第 3 章、第 1 節では、町営住宅の基準

について、第 8 条以降、住棟等の基準、住宅の基準、住戸の基準等を規定をしております。

51 ページをお願いいたします。

第 2 節共同施設の基準では、第 14 条以降、児童公園、児童遊園、集会所等の基準を規定をしております。

また、附則では、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 11 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 12 号 中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、53 ページから 57 ページとなります。

澤上下水道課長

〔澤 伸一上下水道課長登壇〕

○澤 伸一上下水道課長 議案第 12 号 中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてであります。

この条例も、第 2 次一括法により、水道法の一部が改正されたことから、町の水道施設工事監督者に関する配置基準及び資格基準並びに水道技術管理に関する資格基準を定めるものであります。

55 ページ、お願いします。

第 1 条の趣旨では、水道法の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定めるものであります。

第 2 条では、布設工事監督者を配置する工事について定義しております。

第 3 条では、布設工事監督者の資格について定義されております。大学で修得すべき学

科目上水道での実績、経験年数等を定めております。

56 ページをお願いします。

第4条では、水道技術管理者の資格について定めております。これも先ほど言いましたように、大学での修得すべき学科目及び上水道の実務経験年数等を定めております。以上であります。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第12号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第13号 中能登町消防団に関する条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、59 ページから 64 ページとなります。

谷参事兼総務課長

〔谷 敏則参事兼総務課長登壇〕

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書は、59 ページとなります。

議案第13号 中能登町消防団に関する条例の制定についてであります。

61 ページをお開き願います。

この条例につきましては、平成25年3月31日をもちまして、七尾鹿島広域圏事務組合を解散することから、第2分団を中能登町分団として、中能登町に直接帰属する非常備消防団として位置付けをすることから、中能登町消防団員の服務等の必要な基準を制定するものでございます。

61 ページから 64 ページにかけて、その必要な項目を条例として制定するものでございます。この中では、消防団の設置に関し、設置、名称、区域と、それに関しまして、第2条で中能登町に消防団を設置する。

2項としましては、消防団の名称及び管理区域は次のとおりとする。

名称につきましては、今ほど申し上げましたとおり中能登町消防団、区域につきましては

は、中能登町全域とするものでございます。

また、任命に関しまして、第4条で謳ってございます。消防団の長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の消防団員は団長が次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから町長の承認を得てこれを任命すると謳ってございます。

その中身としましては、消防団の管轄する区域に居住をしていること。それから、年齢は18歳以上である。それから、志操堅固で、かつ身体健康であること。というような項目、必要な項目を制定をさせていただくものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第13号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第14号 中能登町、失礼、中能登町立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、65 ページから 67 ページとなります。

堀内教育文化課長

〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 それでは、議案第14号 中能登町立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

67 ページをお願いいたします。

この条例改正は、中能登中学校の開校に伴い、中学生の補助対象について、町内全域を対象として通学距離がおおむね4キロ以上で、路線バス及びJRの公共交通機関を利用する者とするものでございます。

また、第3条に規定しておりました鹿島中学校の御祖地区、越路地区、久乃木地区にかかる遠距離の生徒についての補助金についてはこの条文を削除し、公共交通機関利用者に

限定するものでございます。

なお、補助額につきましては、規則に委任することとし、定期券購入額から1カ月あたり1,500円を控除した額を補助するものでございます。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第14号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第15号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、69ページから71ページとなります。

平岡生涯学習課長

〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 それでは、議案書、69ページでございます。

議案第15号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

ページ、71ページになります。

中能登町体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第7条関係中17、中能登町運動公園使用料を次のように改めるものでございます。

中能登町運動公園使用料、野球場の使用料と電気設備の使用料に区別をしております。新旧対照表の方では、ページ、2ページになります。

この条例につきましては、中能登町運動公園野球場のナイター照明及びスコアボードの整備に伴いまして、今回、野球場の使用料につきまして改正を行うものでございます。

ナイター照明灯が1時間あたり1万2,000円、スコアボードが1試合あたり1,000円とするものでございます。

また、新旧対照表の方でご覧いただくと分かりやすいんですけども、野球場の現行の使用料では、練習と大会で料金が異なってお

りました。今回それを統一いたしました。

また、午前、午後、夜間の時間を明確にしまして、一般と高校生以下との区分に分けております。

もう1点ですが、新旧対照表の方で、現行の備考のところ、1町内在住者の使用料は免除する。2の練習使用は半日以内とする。などの文章を今回削除しております。使用料の免除につきましては、体育施設条例の施行規則の第5条の使用料の減免を適用しまして、今後、取り扱いしていきたいというふうに思っております。

附則では、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第15号について、質疑の方はございませんか。

5番 宮下議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） この使用料ですが、今、課長が言われた、備考が町内在住者の使用はこれを免除する。そして片一方は、改正案は、減免措置をとるということを言われましたが、これ、減免措置というのは、減免だけでも免除する。減免する。減免するというのはどういう形で減免する。それは料金はどういう形になるんですかね。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 ただ今のご質問でございますが、施行規則第5条では、減免につきましては、割合が100分の50から100分の100まで減免できるような規則になっております。そういう形で、今回、中学生とかいろんなパターンが出てこようかと思っております。そういうことで、この施行規則の第5条を使って減免措置していきたいと。それで、いろんなパターンがありますので、できれば内規のようなものを作った形で、分かりやすいような形で作りたくと、内規を作った

いというふうに思っております。

○議長(岩井礼二議員) 宮下議員

○5番(宮下為幸議員) そうすると、中学生が、例えば球場を使用すると。練習で横ですから多分毎日平日は練習すると思うんですが、そういうのは減免というより免除されるのか、それも減免して100分の50か60のお金をとるのか。それと、あくまでも普通の一般人、例えば学童の場合にしてもそうですけど、100分の50、60と言われたけど、お金をとるということですね。まずは免除するということは、まず無いということですね。

○議長(岩井礼二議員) 平岡課長

○平岡 保生涯学習課長 ただ今のご質問ですが、中学生、それから学童の場合もあるわけですが、その場合におきましては現在もとっておりません。球場使用料については使用料はとっておりませんが、今後につきましてもですね、当分の間、小中学生の使用については100分の100減免という形で取り扱いはしていくように思っております。免除と減免と、ちょっと言葉づかいが難しいんですが、100分の100減免という形でいきたいと思っております。

○議長(岩井礼二議員) 宮下議員、このあとになってくると、一般質問になってされた方が的確かと思っております。お互いの主観も入ることですので、その方がいいかと。主観的なことも入ってくるので、そのように議長としては判断しました。

○議長(岩井礼二議員) ほかに、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) はい、ないようですので、次に、議案第16号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、73ページから75ページとなります。

吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案書、73ページをお願いいたします。

議案第16号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

75ページをお開きください。

この条例の改正については、中能登町ひとり親家庭医療費給付に関する条例において、引用しております児童扶養手当法施行令、並びに石川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、条文、文言を改正するものであり、資料といたしまして、議案説明資料の3ページから4ページに新旧対照表を掲載してあります。

この条例については、交付の日から施行するというものであり、改正後の中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の規定は、平成24年8月1日から適用するというものになっております。以上でございます。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第16号についての、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第17号 中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、77ページから79ページとなります。

大森参事兼住民福祉課長

〔大森一義参事兼住民福祉課長登壇〕

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、議案書は77ページ、議案の説明資料につきましては5ページをお開きください。

議案第17号であります。中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書、79ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、上位法で

あります障害者自立支援法が平成 25 年 4 月 1 日より障害者総合支援法に改正されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

説明資料の 5 ページを見ていただきますと、現行、障害者自立支援法とありますが、それを改正をいたしまして、第 1 条であります、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改めるものであります。これは以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 17 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 18 号 中能登町精神障害者医療給付金支給条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、81 ページから 83 ページとなります。

大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 議案書は、81 ページです。議案の説明資料につきましては、6 ページをお開きください。

議案第 18 号 中能登町精神障害者医療給付金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

83 ページをお開きください。

これも、先ほどの 17 号と同様に、上位法であります障害者自立支援法が今年 4 月 1 日より障害者総合基本法に改正されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。説明資料で第 3 条中の 2 号であります、この部分を改正後は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療の支給認定と改めるものであります。

また、第 4 条中におきましては、これも同じように障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第 58 号と改正

を行うものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 18 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 19 号 中能登町道路占用料条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、85 ページから 87 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案第 19 号 中能登町道路占用料条例の一部を改正する条例についてであります。

87 ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、道路法施行令の一部改正により、太陽光発電設備及び風力発電設備、並びに津波避難施設が道路の占用許可対象物件となり、施行令第 7 条第 2 号に太陽光発電設備及び風力発電設備が、また同第 3 号に津波避難施設が追加されたことにより改正するものであります。

政令第 7 条第 2 号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備では、占用面積 1 m²あたり月 820 円を、政令第 7 条第 3 号に掲げる津波避難施設では、A に 0.028 を乗じて得た額を道路占用料として徴収することになります。

なお、A は近傍類似の土地の時価となっております。

また、附則で、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 19 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないようであります。

次に、議案第 20 号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、89 ページから 93 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案第 20 号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

91 ページをお願いいたします。

この条例改正も国の地域主権改革一括法の交付によりまして、公営住宅法の一部改正が行われましたことにより改正するものであります。

これまで、公営住宅への入居資格の収入基準については、公営住宅法施行令で一般の世帯については、月 158,000 円以内、高齢の方や障害がある方等におかれましては、月 214,000 円以内と規定されておりました。これが本年 4 月 1 日から廃止をされるということで、今回、条例改正で定めるものであります。

この改正につきましては、これまでと同様の収入基準を条例に規定するものであり、高齢者、障害者、戦傷病者等の方については 214,000 円を、それから災害に罹災された方については、最初の 3 年間は同じく 214,000 円、それから一般の方については 158,000 円の収入基準の上限を条例で設けたわけでございます。

附則で、この条例につきましては、25 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 20 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようですので、次に、議案第 21 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について、説明を求

めます。

議案書は、95 ページから 99 ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 議案第 21 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、第 2 次一括法により、下水道法の一部改正がされたため、国が定めていた公共下水道の構造の技術上の基準や終末処理場の維持管理について必要な基準を定めるものであります。

それでは、新旧対照表の 16 ページの方で説明させていただきます。

第 1 条の趣旨では、中能登町公共下水道の設置及び管理についてとあるのを、中能登町の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準についてと改めるものであります。

第 3 条の定義では、排水施設、処理施設の定義を追加するものであります。

17 ページの 27 条の排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を定めるものであり、耐久力、耐水性等の基準を定めるものであります。

次に、28 条の排水施設の構造の基準では、排水管の内径及び排水渠の断面積等について基準を定めるものであります。

次に、18 ページの方の 29 条の処理施設の構造の基準では、脱臭施設の設置等について基準を定めるものであります。

30 条では、除外規定を定めてあります。

31 条の終末処理場の維持管理に関する基準では、活性汚泥を使用する場合の処理方法等についての基準を定めてあります。以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 21 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に進みますが、ここで、11時45分まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(岩井礼二議員) はい、開会しますよ。

次に、議案第22号 平成24年度中能登町一般会計補正予算について、説明を求めます。

まずは、歳入全般についての説明を求めることとします。

議案書は、101ページから112ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 それでは、議案第22号 平成24年度中能登町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。ここでは、第1条として6億6,410万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,460万4,000円とするものであります。

第2条では、地方債の関係で、第2表地方債補正をあげてございます。これは、後ほど説明を申し上げます。

続いて、106ページをお開き願います。

第2表地方債の補正であります。ここでは、起債の目的として広報広聴事業から項目あげてございますが、まずこの広報広聴事業につきましては、内容はケーブルテレビハイビジョン化工事にかかる事業の確定による減額としております。減額額は1,030万円であります。補正後の額としましては、6,460万円とするものでございます。

また、農業農村整備事業から体育施設維持管理事業まで、防災対策事業を除きますが、ここまでにつきましては、国の補正予算、緊急経済対策に基づく事業、この事業として認められましたので、ここで増額をさせていた

だいております。

防災対策事業につきましては、先の臨時会において、平成25年度債務負担ということで200万円の計上をさせていただいております。

変更額としましては、2億6,790万円を増額させていただきます。そういうこの金額の増額を折り込みまして、補正後の額は38億3,682万5,000円となるものでございます。

続きまして、議案書、109ページをお開き願います。

歳入の項目とこれからなりますが、分担金及び負担金、そして国県支出金にかかる、111ページにかかりますが、これらの項目につきましては、各事業の執行に伴う特定財源となるものであります。

歳出説明において、必要に応じての説明をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

ここにあります、使用料手数料の12款、ここでは、衛生使用料として墓地公苑使用料をあげさせていただいております。これは、二宮墓地公苑の1区画が購入がありましたので20万円の計上であります。

住宅使用料につきましては、滞納繰越分で2万円の収入があったものでございます。

続きまして、111ページをお開き願います。

寄附金でございます。ここでは、教育費寄附金としまして、中学校寄附金に316万1,000円の計上をさせていただいております。中身としましては、2団体、そして個人の方で3名の方からのご寄附をいただいたものでございます。316万1,000円でございます。

また、ふるさと応援寄附金では、75万円の計上をさせていただいております。中身としましては、8名の方からご寄附をいただいたものであります。県外の方からは3名の方、そして町外、県内の方であります。1名の方、そして町内の方からは4名の方、合わせて8名の方からご寄附をいただいた75万円とな

るものであります。

続いて、繰入金で基金繰入金、ここでは減額をさせていただいております。2,700万8,000円であります。これは収支の均衡を図るためとしておりましたけれども、不要となりましたので減額をさせていただいたものであります。

続きまして、諸収入、雑入であります。企画課雑入、住民福祉課雑入といたしております。事業の精算見込みによる増減をさせていただいたものであります。

続きまして、112ページをお開き願います。

ここでは、過年度収入として、民生費過年度収入77万7,000円の計上をさせていただいております。中身は、障害者医療費国庫負担金の方であります。事業の確定による精算をさせていただいたものでございます。

続きまして、町債であります。先の第2表地方債補正で説明をさせていただいております。中身としては同じものでございます。補正額としては2億6,790万円を増額させていただきまして、38億3,682万5,000円とするものであります。歳入については以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。ただ今、説明を受けたことについて、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようでありますので、続いて同じく、議案第22号平成24年度中能登町一般会計補正予算の歳出について、説明を求めます。

ここでは、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費について、説明を求めます。

議案書は、113ページから121ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書は、113ページとなります。

冒頭をお願いをいたします。給与費に関し

ましては、これ以降出てまいります。全款にわたり必要額を計上をさせていただいたものであります。以後の説明を省略をさせていただきたいと存じます。よろしくご了承のほどお願いを申し上げます。

それでは、113ページであります。

総務費、一般管理事業であります。86万4,000円の増額をお願いするものでございます。負担金、七尾鹿島広域圏事務組合分担金、総務経常分で86万4,000円の増額をお願いするものであります。これは、広域圏議会における2月補正に伴うものでございます。

そのほか、報償品で10万円の増額、普通旅費では50万円の減額、食糧費では40万円の増額とさせていただいております。中身としましては、姉妹都市等の交流事業分の振り替えをさせていただいたものであります。

続きまして、情報管理事業であります。5,505万6,000円の減額をさせていただいております。中身としましては、委託料の統合電算システム保守で145万6,000円の減額、システム更新で1,000万円の減額、そして備品購入費では4,360万円の減額をさせていただいております。145万6,000円の減額にかかる総合電算システム保守に関しましては、内部系システムの更新に伴う旧システムの保守を打ち切ったことが要因となるものであります。システム更新の1,000万円、そして備品購入の4,360万円の減額につきましては、事業の確定によるものであります。プロポーザル、そして入札を実施をさせていただきました。これらに伴う効果が表れたものと考えております。

続きまして、はい、総務課はここまでは以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 福井情報推進課長

〔福井清研情報推進課長登壇〕

○福井清研情報推進課長 続きまして、114ページ、1細目広報広聴事業でございます。28節の繰出金につきまして、954万5,000

円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、ケーブルテレビ事業特別会計の方で、工事費ハイビジョン化が完了に伴う減額が生じたものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 引き続きお願いをいたします。財産管理費であります。鳥屋庁舎管理事業では、5,694万3,000円の増額をお願いするものでございます。主なものは、積立金で財政調整基金に5,619万3,000円をお願いするものであります。

もう1点は、ふるさと応援基金8名分について、75万円の計上をさせていただいたものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 続きまして、3細目の鹿西庁舎管理事業であります。補正額はゼロでございます。内訳といたしましては、18節備品購入費におきまして29万4,000円の増額をお願いをするものであります。これにつきましては、鹿西庁舎のシュレッダー、裁断機でございますが、これが経年劣化のため修繕できないことから、新たに購入をさせていただきたいものであります。予算につきましては、消耗品の方から流用をさせていただきたいものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 引き続きお願いをいたします。交通防犯対策費であります。ここでは、110万円の減額をさせていただいております。事業精算見込みによる減額をさせていただいたものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 続いて議案書、115ページになります。企画費の中で、5細目広

報安全対策交付金事業であります。これにつきましては、事業完了見込みによります予算の組み替えを行っております。普通旅費を減額し、消耗品5万円を増額したものであります。

続きまして、地域づくり推進費におきましては、町祭費193万9,000円の減額であります。主な内容につきましては、委託料、その他の159万6,000円の減額が主なものとなっております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 続きまして、116ページであります。選挙費であります。選挙管理委員会運営費では、4万5,000円の減額をさせていただいております。委員報酬で9万8,000円の減額をさせていただいたものであります。委員会開催で確定しましたのでその分の不用額をあげさせていただいております。

なお消耗品には、5万3,000円を計上させていただいております。中身としましては、町長・町議会議員の政治活動用事務所、立て札等の関係でいう、証票であります。この印刷分として計上をさせていただいたものであります。以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続いて、議案書116ページ、117ページにわたりますが、統計調査費であります。委託統計調査費の中の住宅・土地統計調査調査区設定費の中で、これも調査員の報酬と消耗品の組み替えを行っておりますが、調査の費用の確定によりまして組み替えを行ったものであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） ここで、昼食のため、1時30分まで休憩をいたします。

午後からは、第3款、117ページより始めますので、よろしく願いをいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、議案第22号 平成24年度一般会計補正予算の歳出部分、第3款民生費より説明を求めます。

議案書は、117ページからとなります。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、議案書、117ページであります。

第3款第1項2目であります。障害者福祉費であります。2,524万3,000円の増額をお願いをしたいものであります。内訳であります。2細目の在宅福祉事業で132万3,000円の増額をお願いをするものであります。内訳としまして、補助金で障害者等通所施設交通費助成で12万円の増額でございます。これは、障害をもたれる方々が地域活動センター、施設の方へ通所をされるわけですが、その時の交通費の片道分を助成をするものであります。件数の増に伴いまして増額をするものであります。

続いて、20節扶助費の精神障害者通院の公費助成ということで、120万3,000円の増額計上であります。これは、自立支援医療に認定を受けた方、精神の方で病院等に通院をされる方ではありますが、そういった方々の自己負担分の助成をするものであります。

次に、3細目の自立支援事業ということで、2,391万4,000円の増額をお願いをするものであります。ここは、基本的には事業確定に伴います精算措置でございます。主なものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

中ほど20節扶助費ではありますが、介護給付費1,358万4,000円、また訓練等給付費で1,346万4,000円でございます。これにつきましては、一定の障害程度をもたれる方

が、また生活療養上の必要な介護に対して給付するもの、また自立の訓練や就労のために意向支援を行うというふうな部分に給付を行うものでございます。各々単価の増、並びに件数の増ということで増額をお願いをするものであります。

3つ下になりますが、特定障害者の特別給付費ということで、168万1,000円というものがございます。これは、障害をもたれる方がグループホームやケアホームなどに入所されておいでると、そういった方々に対する特別給付費であります。件数等の増のために増額をお願いをするものであります。あとは、事業確定に伴う精算措置をしております。

次に、5細目ではありますが、認定調査等費ということで、6,000円の増額計上であります。

手数料ではありますが、次のページ、118ページであります。これは、医師の意見書の作成費ということで、新たに1件追加になったことから増額をお願いをするものであります。

続きまして、3目の老人福祉費であります。91万5,000円の増額であります。内訳であります。2細目の老人福祉事務事業であります。485万2,000円の増額の計上であります。これは、介護保険特別会計への繰出金ではありますが、介護給付費の増加、または事業の実績見込みによりまして増額計上をするものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長

〔中井厚明住民福祉課介護担当課長登壇〕

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 それでは、3細目在宅福祉対策事業について説明させていただきます。140万円の減額でございます。これは、今年度の実績見込みに基づきまして、在宅の各種福祉サービス事業費について減額をするものでございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼住民福

社課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 続きまして、6細目であります。敬老慰問事業ということで、減額の161万4,000円であります。内訳といたしましては、報償金で敬老祝金、これは実績見込みで減額でございます。

また、報償品は、これは米寿の方の祝い品、また金婚の方の祝い品等でございますが、これにつきましても事業確定に伴う精算措置でございます。以上であります。

○議長(岩井礼二議員) 中井介護担当課長

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 7細目地域包括支援センター事業費について説明させていただきます。100万円の減額でございます。これは、要支援の方に対する予防給付プラン作成の委託料であり、外注分であります。今年度の実績見込みに基づきまして減額をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(岩井礼二議員) 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 引き続きまして、119ページをお開きください。

第3款第2項1目であります。児童福祉総務費であります。1,999万9,000円の減額であります。内訳であります。4細目で児童手当等の支給事業であります。2,000万円の減額であります。これにつきましては、当初、旧制度での予算計上をしておりました。これは新制度に伴いまして、当初より6%ダウンということで精算確定をいたしましたので減額をさせていただくものであります。

次に、2目ありますが、保育運営費であります。1,554万5,000円の減額をお願いするものであります。内訳でございますが、2細目の保育園の運営費でございます。485万5,000円の減額であります。これも全て事業確定に伴う精算措置でございますが、補助金でございますが、これはこの保育園に対する補助であります。

保育対策等の促進事業ということで182万1,000円の増額がございます。これにつきましては、この保育園の休日保育、延長保育、病後児保育等の各保育の増に伴う、これは増額であります。

あと、中ほどの健やかふれあい保育事業ということで43万1,000円の増額があります。これもこの保育園の補助でございますが、これは園児の軽度の障害をもたれる子どもさんに対する保育に対して補助をするものでございますが、1名分増えられたということに伴う増額であります。

次、23節、次のページを見てください。120ページであります。これにつきましては、国県等の返還金でございます。4,000円の計上であります。これは、前年度の事業確定に伴う返還金を国県へ返還をするものであります。以上であります。

○議長(岩井礼二議員) 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 続きまして、120ページの児童館費、1細目児童館運営費について説明を申し上げます。補正額はゼロで、財源の振り替えでございます。地域組織活動育成費補助金ということで、母親クラブの育成並びに活動費の補助を行っているわけでございますが、それについて県補助3分の2相当で113万4,000円を計上しておりましたが、県補助がなくなったことにより、一般財源を自動振り替えさせていただくものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(岩井礼二議員) 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、120ページをお願いいたします。

4款1項1目で、保健衛生総務費でございます。13万6,000円の補正をお願いするものでございます。

2細目で保健衛生事業。内訳といたしまして19節負担金で七尾広域圏事務組合分担金、事業確定見込みによる減額並びに病院事業で

は増額ということにしております。斎場では5万4,000円の減額、病院事業では117万3,000円の増額でございます。

次に、拠出金、繰出金で国民健康保険特別会計への繰出し100万4,000円の減額でございます。これについては、保険基盤安定負担金の交付額の決定によるものでございます。

次に、5目老人保健医療費でございます。276万4,000円の減額をお願いするものでございます。

1細目で後期高齢者医療事業で負担金、石川県後期高齢者医療広域連合へ292万3,000円の増額をするものでございます。これについては、医療給付見込み額の増による増額をするものでございます。

121ページの方で、後期高齢者医療特別会計への繰出金568万7,000円の減額をするものでございます。これについては、24年度当初保険料算定率の変更によるものでございます。当初10.2%から9.33%になったもので、結果568万7,000円の減額をするものでございます。

次に、4款2項1目清掃総務費でございます。167万4,000円の減額をお願いするものでございます。

1細目で清掃事業費、内訳で手数料、資源ごみ処理で78万7,000円の減額でございます。これについては、ごみの有料で処理するものが無くなったということで、不用額をあげさせていただきました。

それから、委託料でごみ収集運搬、これについては委託事業の入札残であります。284万7,000円の減額をするものでございます。

負担金では、七鹿広域圏事務組合分担金でごみ処理304万1,000円の増額、し尿処理108万1,000円の減額でございます。いずれも事業費の確定見込みによる増額、減額でございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 以上で説明が終わりました。ただ今、説明を受けたことについ

て質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようでございますので、続いて、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費についての説明を求めます。

議案書は、121ページから126ページとなります。

大村参事兼農林課長

〔大村義一参事兼農林課長登壇〕

○大村義一参事兼農林課長 それでは、議案書の121ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項2目地域農政推進対策事業費で2万円の増額をお願いするものであります。これは、農業経営基盤強化資金利子助成金としての増額をお願いするものでありまして、現在3名の方がスーパー営農の資金融資を受けておられます。この利子にかかる分を県と町が負担するものでありまして、県が2分の1、町が2分の1負担するものであります。

3目農業総務費で63万8,000円の減額であります。

122ページをお願いいたします。

2細目で、農業総務費として136万1,000円の減額でありますけども、これは下水道事業特別会計への繰出金136万1,000円であります。

3細目農業施設管理費として、70万円の増額であります。施設修繕料として増額をお願いいたしております。これにつきましては、農村環境改善センターのガス管より、ガスの配管よりガスが少し漏れておりますので、その修繕費としてお願いするものであります。

4目農業振興費459万円の減額であります。補助金として水田営農体制確立事業としての減額でありますけども、これにつきましては、この事業は平成23年度、繰越事業として整備いたしましたJA鹿島ライスセンターの工事が完成し、繰り越した金額で完成

いたしましたので追加の内示がありました
459万円を減額させていただくものであり
ます。

5細目、すいません、5目生産調整推進対
策事業費130万円の減額であります。補助
金としての生産調整確認業務助成事業で9万
7,000円、転作団地化助成事業として120
万3,000円の減額でありますけども、事業
の確定によりまして減額となったものであり
ます。

7目農地費1億9,653万2,000円の増額
であります。

2細目の農地総務費で293万3,000円の
増額をお願いいたしております。委託料とい
たしまして、ハザードマップ作成業務とし
て360万円の増額でございますが、これは
町内にあるため池のハザードマップを作成す
るために、今回補正をお願いするものであり
ます。揚水機台帳作成16万6,000円の減額、
農道台帳作成50万1,000円の減額につつま
しては、事業費の確定によりまして減額をさ
せていただいたものであります。

3細目県営土地改良事業費として4,188
万6,000円の増額であります。委託料とし
て整備計画書作成等業務といたしまして660
万円の増額であります。これは県営ため池
整備事業として能登部下地内でございますし
いやまの池の整備計画書作成分として180
万円、それと春木地区の整備計画書480万
円、合わせまして660万円の補正をお願い
するものであります。

次に負担金、県営ほ場整備として、123ペー
ジとなりますけども、東馬場地区で840万
円、滝尾南部地区で1,219万5,000円、羽
坂地区で34万5,000円、下井田地区で150
万円の増額でありますけども、これは工事費
の増額によりまして、町が8%、地元負担
7%、合わせまして15%分で、今回補正を
お願いするものであります。

県営土地改良事業総合整備事業として76

万円の減額でありますけども、これは地区間
の調整によりまして、工事費で3,800万円の、
すいません、380万円の減額となったもの
であります。町が12%、地元が8%、合わ
せまして20%の負担をしているものであり
ます。

県営用水排水施設整備事業、中能登中央
地区で630万円の減額であります。これ
につきましては、工事費の21%につつまし
て町が負担するものであります。工事費で
3,000万円の増額がありましたので、今回補
正をお願いするものであります。

県営老朽ため池整備事業として杉谷池地
区で67万2,000円の減額、一青杉田池の地
区で690万3,000円の増額でありますけど
も、これにつきましては、町が14.7%、地
元が6.3%、合わせまして21%の負担をし
ているものであります。金丸の杉谷池につつま
しては、工事費で地区間の調整によりまし
て320万減額となったものであります。

また、一青杉田池の増額でありますけども、
これにつきましては、工事費で3,287万円
の増額がありましたので、今回補正をお願い
するものであります。

県営ほ場整備事業調査設計業務として107
万5,000円の増額でありますけども、これ
につきましては、芹川地区でのほ場整備、平
成26年度事業採択に向けまして、その調
査設計を行うものであります。

5細目土地改良施設維持管理適正事業費
として172万円の減額であります。工事費
で172万円の減額をいたしておりますけど
も、これは良川地内での用水池の改修工事、
黒氏地内の用水池改修工事、上井田地内のた
め池修繕工事の工事確定によりまして減額と
なったものであります。

6細目団体営土地改良事業費1億5,840
万円の増額であります。これにつきましては、
国の緊急経済対策によりまして、今回補正を
お願いするものでありまして、委託料の測量

調査業務設計として 560 万円でありますけれども、農業基盤整備促進事業として測量設計を委託するものであります。

工事費で、工事請負費で 1 億 2,820 万円の増額につきましては、農業基盤整備促進事業といたしまして上後山地区の用水路改修工事、それと末坂地区でのさく井新設工事、金丸地区での除塵機設置工事費、良川地区でのさく井の施設工事費、それと用水路改修工事、それから高島地区での転落防止改修としてもみております。これにつきましては、地元から 15%の負担をいただくものであります。

そして、一青地内では、農作業の農道の舗装延長も計画いたしております。これにつきましては、工事費の 10%をいただくものであります。

それと、徳前地区での 8 号排水路改修工事、それと東馬場地区での 12 号排水路改修工事、武部地区での 13 号排水路工事を予定いたしておりますが、これにつきましては地元からの負担はございません。

8 目農地、すいません、8 細節農地・水保全管理支払交付金事業であります。505 万 8,000 円の減額でありますけれども、まず、補助金として農地・水保全管理支払共同活動支援事業として 440 万 9,000 円の減額であります。当初、21 組織でこの事業を行う計画でありましたけれども、3 地区が、3 組織が事業を見送りましたので減額となったものであります。

次の農地・水保全管理支払向上活動支援事業につきましては、30 万 9,000 円の減額でありますけれども、これにつきましては当初、12 組織で事業を行う予定をいたしておりましたが、1 地区が事業を見送りいたしましたので減額となったものであります。

農地・水保全活動推進事業として 34 万円の減額でありますけれども、先ほど申し上げました農地・水保全管理支払向上活動支援事業の中での 1 組織がやめましたので、これに対

しまして町の方で農地・水保全管理支払向上活動支援事業をやりますときには、60 分の 11 を町が単独でこれを出しております。今回、1 組織が見送りしていますので、その関係で 34 万円の減額となったものであります。

続きまして、1 目の林業総務費、1 細目の 30 万円の減額であります。交付金での森林整備地域活動支援交付金として 33 万円の減額でございますが、事業費の確定によりまして減額となったものであります。

続きまして、124 ページをお願いいたします。

2 目の林業振興費で 179 万 8,000 円の減額であります。この中で、工事費として 146 万 5,000 円の減額をいたしておりますけれども、これにつきましては、道整備交付金事業で整備いたしました林道長谷内線の東馬場地内の舗装工事、それから瀬戸地内におきます林業活性化路網整備事業の林業専用道ヨドモン線、それと林道城石線の付帯水路補修工事の事業確定によりまして 146 万 5,000 円の減額をお願いするものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続いて、124 ページ、商工費になります。

2 目の観光費、観光振興費 100 万円の減額ですが、事業完了見込みにより印刷製本費 100 万円を減額するものであります。

続いて、3 目の企業誘致費であります。288 万円の増額であります。企業誘致企業に対する補助金であります。この中には 2 つの企業が入っております。良川サイジングと丸羽経編が入っておりますが、良川サイジングにつきましては、設備投資確定により 22 万円の減額、丸羽経編につきましては設備投資額の確定により 310 万円の増額ということで、差し引きして 288 万円の増額の計上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 同じく、124 ページになります。

8 款 1 項 1 目 2 細目の土木総務費では、2,588 万円の減額をお願いするものであります。28 節の繰出金、下水道事業特別会計では、下水道事業費の減によりまして 1,497 万 2,000 円の減額をお願いするものであります。

125 ページをお願いをいたします。

分譲宅地造成事業特別会計では、分譲宅地の財産売却収入の増によりまして、繰出金 1,090 万 8,000 円を減額するものであります。

続きまして、8 款 2 項 3 目道路新設改良費では、5 億 299 万 7,000 円の増額をお願いするものであります。

3 細目の社会資本整備総合交付金事業では、3 億 1,000 万円の増額をお願いをいたします。

13 節委託料では、2,100 万円の増額であります。良川地内の町道 T-335 号線の道路冠水対策にかかる測量設計業務及び在江・二宮地区の消雪工事にかかる測量設計業務並びに舗装路面の損傷の甚だしい路線の路面性状調査を実施したいものであります。

また、15 節工事請負費では 2 億 8,900 万円の増額をお願いするものであります。国の緊急経済対策への対応として、平成 25 年度以降に予定をしておりました良川地内の町道 T-335 号線道路改良工事に 1 億円。町道 K- 1 - 1 号線中能登消防署から水白交差点までの歩道改良工事及び舗装工事に 1 億 9,000 万円を増額し、前倒しで事業を実施したいものであります。

5 細目の、申し訳ありません。4 細目の道の駅整備事業につきましては、後ほど、広瀬企画課長の方からご説明を申し上げます。

5 細目の道整備交付金事業では、3,000 万円の増額をお願いをいたします。

15 節工事請負費で 3,000 万円の増額であります。羽坂地内の主要地方道氷見・田鶴

浜線から今羽坂へ連絡する町道 T-265 号線の道路改良工事を実施する予定であります。この道整備交付金につきましても、国の緊急経済対策として事業を実施するものであります。

次に、3 項 1 目 1 細目の河川総務費では、14 万 1,000 円の減額をお願いするものであります。七尾鹿島広域圏事務組合分担金、水防分担金の額の確定により減額するものであります。以上です。よろしくをお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 土木費の道路橋梁費、4 細目の道の駅整備事業 1 億 6,300 万円の増額補正であります。国の緊急経済対策に基づく補正予算がつきましたので、前倒しで実施したいと思っております。内容につきましては、委託料で出来形確認測量業務で 200 万円、工事請負費で 1 億 6,100 万円ですが、この内訳といたしましては、土木工事で 1 億 4,100 万円、建築工事で 2,000 万円を予定しております。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 続きまして、議案書、126 ページをお願いをいたします。

消防費であります。まず、消防総務費では 563 万 1,000 円の減額であります。中身としましては、七尾鹿島広域圏事務組合分担金の事業の確定による減額となったものでございます。

続きまして、消防施設費であります。112 万 5,000 円の増額をお願いするものであります。ここでは、負担金、消火栓工事として 112 万 5,000 円の増額計上であります。中身としましては、水道事業会計への負担金となるものであります。この負担金に関しましては、防火水槽の設置予定をしておりましたが、消火栓工事ということで消火栓の設置に変更としたものであります。場所につきましては、能登部下長楽寺分ということでありま

す。

続きまして、防災対策費であります。200万円の減額をお願いするものであります。

委託料で防災無線デジタル化更新実施設計監理業務200万円の減額であります。中身としましては、防災行政デジタル無線整備にかかる監理業務、これは2年に渡るものであります。そこで、次年度分、平成25年度分を減額させていただいた200万円でございます。内容については以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。ただ今、説明を受けたことについて、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないようでございます。

続いて、第10款教育費、第12款公債費についての説明を求めます。

議案書は、126ページから131ページとなります。

堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 それでは、教育費についてご説明を申し上げます。

まず、第2目事務局費の4細目統合中学校建設費でございます。167万5,000円の減額の補正をお願いするものでございます。これは、11節から12節については、当初、3月中に中能登中学校の落成式を行う予定でございましたが、これを次年度、25年度に実施するということによったため、その落成式経費として消耗品、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、それから手数料を減額するものでございます。

それから、13節委託料でございますが、これにつきましては、寄附に基づき音楽室に、中能登中学校の音楽室に校歌の額を掲げるための制作費を計上するものでございます。10万円でございます。

それから、14節の使用料及び賃借料とい

うことで、土地借上料4万1,000円でございますが、これは中能登中学校の用地について、譲渡の承諾は得ておりますが、親族間の、そういう権利者間の調整がつかず所有権移転登記ができないということで、24年度分の土地の借地料として4万1,000円を計上させていただくものでございます。地権者は2名分でございます。

次に、127ページの小学校費の第1目学校管理費、2細目小学校管理費でございます。6万3,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

まず、備品修繕料と施設修繕料でございますが、滝尾小学校の体育館の水銀灯約10基が故障しておりまして、点かない状態でございます。その修繕を行うため備品修繕料を減額して施設修繕料に充てるものでございます。

それから、14節の使用料及び賃借料につきましては、県の音楽教育研究大会で越路小学校の児童を民間バスで輸送する予定にしておりましたが、これが代替バスが無料に対応できることになり不要となったものでございます。

それから次、中学校費の第1目学校管理費、1細目中学校管理費でございます。7万9,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

9節の特別旅費並びに19節の負担金のA L T関連ということでございますが、11万2,000円の減と10万円の減でございます。いずれも、平成24年度に新たに来日しました文科省の招致によるA L Tの来日の旅費と、国内での研修宿泊費について国の方で精算措置ができたものですから、それに基づき減額の補正をお願いするものでございます。

それから、19節の補助金でございます。北信越・全国大会等派遣費ということで13万3,000円の増額の補正をお願いするものでございますが、これは鹿西中学校の3年生が11月末に三重県で行われました東海北陸

地区アイデアロボットコンテストに出場した経費でございます。11月17日の県大会で優勝をして、この東海北陸地区大会に出場することになったものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 続きまして、128ページでございます。

10款4項1目2細目の社会教育活動推進事業費でございます。27万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。成人式、ジャパンテントなどの事業完了に伴う精算措置でございます。

続きまして、2目の公民館費でございます。

1細目公民館活動推進事業費で236万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。ここでは、敬老会の事業完了に伴う精算でございます。特に報償費175万1,000円の減額となっておりますけれども、敬老会の記念品の予算が半額程度で落札したことによる減額でございます。

続きまして、社会教育施設管理運営費で242万9,000円の減額でございます。

2細目の生涯学習センター管理運営事業で34万7,000円の減額でございます。内容につきましては、燃料費の40万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、生涯学習センターの貸館が多かったこと、それから油の単価アップなどが要因になるかと思えます。それと、委託料の減額につきましては、入札による減額でございます。

それから、3細目のふるさと創修館等費でございますが、55万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、15節の工事請負費で50万円の減額補正です。これにつきましては、予算編成当時、曳山の展示をする地区が決まっておらなかった。そういうことで、24年度につきましては、一青が曳山を設置したということで、パネルは

必要なくなったということで50万円の減額となりました。

それから、4細目カルチャーセンター等費で152万9,000円の減額補正でございます。ここでは、光熱費、電気料でございますが40万円の減額でございます。

それから、15節の方で84万円の減額補正をしておるんですが、これにつきましては、排煙窓の修繕工事の減によるものでございます。入札残でございます。

それから続きまして、保健体育費、1目の保健体育総務費で1,885万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2細目の体育施設維持管理事業で1,831万2,000円の増額でございます。ここにつきましては、委託費の方で、ページ変わって130ページになりますが、国の緊急経済対策に対応するというので、鹿島体育センターの耐震事業に823万円、それから実施設計で1,073万円を前倒して事業を行いたいということで補正をお願いするものでございます。

それから、3細目の方で19万8,000円の減額補正をお願いいたします。ここではスポーツ推進委員、非常勤職員の報酬の方にもスポーツ推進委員、ここでスポーツ推進委員が何箇所か出てきとるんですが、負担金、保険料の方でも出てきますけれども、当初、予算編成当時は体育指導員ということで20名おりました。それが法改正によりまして、スポーツ推進委員ということで名称が変わりまして15名減になりまして、5人減の分がここへ19万8,000円の減額ということで表われてきております。

それから4細目の方、生涯スポーツ推進事業で74万円の増額をお願いするものでございます。ここでは、補助金、ジュニアスポーツの全国大会派遣費等の不足分74万円を補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 続きまして、公債費についてご説明申し上げます。

まず、公債元金でございます。1,380万円の減額であります。償還元金の確定による減額となるものであります。

続きまして、償還利子につきましては2,220万円の減額となっております。このことにつきましても、償還利子の確定による減額となったものでございます。内容については以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 すいません、説明で一つ抜けましたので、説明をさせていただきます。

128ページ、中学校費の第2目教育振興費の1細目中学校教育振興費でございます。補正額の増減はありません。財源の振り替えでございます。

寄附金1万1,000円の増ということで一般財源1万1,000円の減です。これは、能登島大会時のチャリティー募金を中学校の音楽教育に充てていただきたいということで寄附がありまして、そのため財源を振り替えるものでございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。ただ今、説明を受けたことについて、質疑の方はございませんか。

8番 古玉議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） 127ページ、中学校建設費の中の使用料及び賃借料4万1,000円。まだ2名の方が登記されてないということで、24年度分の賃料というふうに説明があったと思うんですけども、今後、どのようになるのか。25年度はどうなのか。今後どのようになるのか。方向性をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 お答えいたします。現在もその2名の方については、地権者と協議を継続しているところでございます。そのうち1名については、町内の方同士の、そういう関係で調整ができていないということで、今、少し進展がみられるというような感じを持っていまして、今後の協議を期待しているところでございます。

もう1名の方については、これも同じような親族間のトラブルで協議が進んでいないところですが、これについても継続的に地権者間の協議を進めていただくように依頼をしているところでございますので、今後も継続して努力を行っていききたいというふうに思っております。

いずれについても、権利者については行方不明とか亡くなっているとか、そういう方ではございませんので、今後も努力することによって、地権者間の調整が整うことによって解決の見込みができると思っておりますので、継続的にこちらも対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 8番 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） できるだけ早く、おおむね解決してほしいと思います。

それからもう1点、130ページ、体育施設維持管理事業の中の13節ですか、耐震診断と耐震設計とあるんですけども、耐震診断と耐震設計が同時にでてくるというのは何故なのかなど。耐震診断をした結果、耐震性がないから耐震の設計をするというのは分かるんですけども、この辺いかがでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 まず、耐震診断につきましては、3か月ほどあれば一応できるということでございます。その後、耐震実施設計の予算を盛り込んでおるわけですけども、あくまでも国の経済対策の事業で対応すると。あくまでも金額ははっきり、工事費はどれくらいになるかは分かりませんが、

どれだけかの設計はもちろん出てくるということで、一応同時に組んでおるわけですが、どういいますか、診断した結果、実施をしなくてもよろしいという結果が出るかどうか、それはちょっと分かりませんが、一応、何らかの形で金額の大小はあるかもしれませんが、耐震の実施は出てくるだろうということで予算を組んでおります。

○議長（岩井礼二議員） 8番 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今の感じですと、もう最初から設計をするということが入っておるので、私ちょっと変に思うんですね。もし最初から設計するならば、耐震診断をしなくても耐震設計をしてはどうかなど。診断の結果、これだけどうしてもこういう設計が必要になるという形での設計を、要は時期をずらしてね普通は、あげるのとは普通でないかなという思いがしたもので、国の事業とかいろんなこと言われると私もこればかりはあれなんですけど、そういうわけにはいかないんでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 国の緊急対策ということで有利だという事業なものですから、建設自体が昭和56年に建設された建物なので、耐震はないだろうということで、一応予算的にも実施設計まで組んでおるということでございます。

○8番（古玉栄治議員） 議長、終わります。

○議長（岩井礼二議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようですので、次に進みます。

次に、議案第23号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算における、歳入歳出全般について、説明を求めます。

議案書は、133ページから139ページになります。

○議長（岩井礼二議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案書、133ページをお願いいたします。

議案第23号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,219万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,969万2,000円とするものでございます。

138ページをお願いいたします。

歳入の方の説明をさせていただきます。

1款1項1目並びに2目、これについては後期高齢者保険料であります。補正額650万3,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、一般会計の方にもお話しましたが、保険料算定率の当初予算より変更によるものでございます。10.2%を9.33%に下げたもので、保険料の減額でございます。

次に、3款1項1目並びに2目事務費繰入金並びに保険基盤安定繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、これも保険料の額から基礎となっておりますので、10.2%から9.33%に下げられたことによる減額であります。568万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、139ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。2款1項1目で後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。これについては歳入の額、同額が納付金の減額ということになりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第23号について、質疑の方はございませんか。

9番 上見議員

〔9番（上見健一議員）登壇〕

○9番（上見健一議員） 今、保険料率が下がったので減ったと。ただ、普通徴収が増えているのはどういう意味なんですか。

○議長（岩井礼二議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 歳入の方で、特別徴収は1,320万3,000円減額でございます。普通徴収については670万円の増額となっております。これについては、トータル的に特別徴収から普通徴収の方へ移られるというか、条件によって普通徴収の方が人数が多い、世帯数も多いということでありまして、単純にそういう感覚です。

○議長（岩井礼二議員） 上見議員

○9番（上見健一議員） 今の説明によると、この特別徴収の減額は全て両立だけでなしに、普通徴収にずった分もあると理解していいんですね。

○議長（岩井礼二議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（岩井礼二議員） ここで、2時40分まで、休憩といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（岩井礼二議員） 引き続き、再開をいたします。

次に、議案第24号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算における、歳入歳出全般について、説明を求めます。

議案書は、141ページから150ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 議案書の141ページをお願いいたします。

議案第24号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,775万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,070万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出それぞれについて説明をさせていただきます。

146ページをお願いいたします。146

ページになります。

それでは、歳入について説明をさせていただきます。

第1号被保険者保険料125万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、特別徴収と普通徴収につきまして、実態にあわせて調整を行い、それから滞納繰越分を増額をさせていただいたものでございます。

次、第2款国庫支出金から第6款の第1項他会計繰入金につきましては、この間につきましては、介護給付費と地域支援事業費にかかる法定負担分をあげさせていただいております。この間につきましては、法定負担の金額をあげさせていただいております。

介護給付費につきましては、当初見込みより約5,000万円増えることが見込まれております。これによりまして、国庫負担金、それから県負担金、調整交付金、支払基金交付金、町繰入金について、それぞれ増額をお願いするものです。

地域支援事業の包括的支援事業につきましては、440万円の減額を見込んでおります。これによりまして、国庫補助金、県補助金、それから町の繰入金について、それぞれこの場合は減額をお願いをしております。

次、第6款第2項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金でございます。5万5,000円の増額をお願いをするものです。これは、給与費の財源として繰入れを行うものでございます。

1番下の返納金でございます。36万6,000円の増額をお願いをするものです。これは、サービス事業者より介護給付費の返還金があったものでございます。

すいません、148ページをお願いいたします。

雑入でございます。182万4,000円の増額でございます。これは、当初、国県及び市町が拠出してつくりました石川県介護保険財

政安定化基金でございますが、この基金につきまして、今回必要額を残しまして町に返還されることになったものでございます。返還をされることになった金額をあげさせていただきました。

次、歳出について、説明をさせていただきます。

149 ページをお願いいたします。

認定調査等費でございます。45 万円の減額をお願いいたします。これは、訪問調査の委託料、外注分でございますが、実績見込みによりまして減額をお願いするものです。

介護サービス及び支援サービス等諸費でございます。4,964 万 7,000 円の増額をお願いをするものです。これは、1 細目介護サービス及び支援サービス等諸費で、19 の 1 負担金でございますが、介護サービス等諸費で 4,894 万 1,000 円の増でございます。これは、施設入所者の増によるものが主な理由でございます。

支援サービス等諸費 222 万円の減額。特定入所者介護サービス費 134 万 4,000 円の増額でございます。高額サービス費 158 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

次、審査支払手数料 6 万 8,000 円の増でございます。これは、給付件数の増加により、審査支払手数料の増額をお願いするものです。

二次予防事業費 27 万円の減額でございます。これは、事業実績見込みによりまして減額をお願いをするものです。

150 ページをお願いいたします。

一次予防事業費でございます。13 万 3,000 円の増額をお願いをするものです。これは、介護予防事業におけます認知症の判定のためのソフトを使うための使用料でございます。よろしくお願いいたします。

次、任意事業費 437 万 3,000 円の減額でございます。これは、各事業の実績見込みによりまして減額をお願いをするものでござい

ます。

介護給付費準備基金積立金 700 万円の減額でございます。これにつきましては、介護給付費が増加したことによりまして、積立金を減額するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 24 号について、質疑の方はございませんか。

5 番 宮下議員

〔5 番（宮下為幸議員）登壇〕

○5 番（宮下為幸議員） 149 ページの二次予防の事業費なんですけど、これ多分、要支援とか要介護の状態になった人の様やと思うんですけど、これ何故、この 40 万円が減額になったのかと、対象者はどれくらいいたのか。それを聞きます。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 宮下議員の質問にお答えをいたします。

なぜ 40 万円の金額が減額になったかということですが、これは二次予防事業ということで、要介護になるおそれの高い人たちを対象に予防事業をしております。

具体的には、元気アップ事業ということで対象者を把握して、そういう予防のための運動等を開催しております。この 40 万円の減額につきましては、講師を招いて運動機能の維持向上を図っているわけなんですけれども、講師の方の人数の、通常 2 人来ていただくんですけども、1 人の場合とか、あるいは回数減によりまして事業費を減額させていただくものでございます。

あと、対象者でございますが、ちょっと正確な数字はあれなんですけど、40 人弱と考えております。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 宮下議員

○5 番（宮下為幸議員） そしたらですね、この一次予防事業の中で、次は介護予防事業が 10 万 5,000 円増額になっておりますわね。

先ほど、認知症の調査やとかと言われてんけど、多分これも介護予防の支援活動、支援活動というか、そういうのになっと思っんですが、この中で、先ほどもここに介護予防事業の中で減額したのは講師、人件費やわね、があれやということ言われたもんで、この中にも、この二次予防事業の中にも、1,500万円の中に、もちろん人件費もかかっと思っんですが、この認知症というのは何故、活動の支援やと思っげんけど、認知症の人が結局、いなかったということですか。認知症の支援ができなかった、対象者がおらんんだということですか。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 宮下議員の質問にお答えをいたします。

一次予防事業につきましては、一般高齢者を対象とした介護予防事業でございます。一番メインにしていますのは、高齢者サロンというものを一応開催しているんですけども、大体、町内で30サロン程度を立ち上げております。この今、一次予防事業であげさせた10万5,000円につきましては、介護予防のための認知症を測るというか、判断するためのそういうテストがありまして、そのテストの使用の特許権がありまして、それを使う場合に使用料を払わなければいけないということであげさせていただいております。今の二次予防事業とは直接関係はないんですけども、もしそれで認知症が疑われる、あるいはなれば、二次予防事業へちょっと移って、二次予防の対象になるかなと、そういうことを判断するための材料にもなっております。以上でございます。

○5番（宮下為幸議員） 分かりました。

○議長（岩井礼二議員） ほかに、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようですので、次に進みます。

議案第25号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における、歳入歳出全般について、説明を求めます。

議案書は、151ページから158ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、151ページをお願いいたします。

議案第25号です。平成24年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ514万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,507万3,000円とするものでございます。

156ページをお願いいたします。

歳入で、3款1項2細目並びに3細目、補正額は206万8,000円をお願いするものでございます。説明の方で、高額医療費共同事業負担金159万6,000円の減額、並びに特定健康診査等負担金47万2,000円の減額でございます。

次の6款1項県負担金についても、同額の減額をしております。206万8,000円の減額でございます。それぞれ国庫並びに県費、それぞれ事業確定見込みによる減額であります。

次に、9款1項1目一般会計繰入金100万4,000円の減額でございます。これについては、保険基盤安定分341万1,000円の減額、財政安定化支援事業分240万7,000円の増額でございます。それぞれ交付決定額による調整をさせていただいております。

次に、157ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。補正額は950万円の減額でございます。これについては、今後見込まれる給付費の減額を計上させていただいたものでございます。950万円の減額を見込んでおります。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費で、補正額はゼロでございます。財源内訳の振り替えでございます。一般財源を減額し、同額をその他財源にするものでございまして、高額医療費共同事業交付金を充てるものとします。

7 款 1 項 1 目並びに 3 目で、合計 1,451 万 1,000 円の減額でございます。これについては、負担金でありますけれども、高額医療共同事業医療費拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金、それぞれ事業確定見込みによる減額でございます。

次に、158 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、補正額はゼロでございます。財源内訳の振り替えでございます。国庫支出金、国県支出金 94 万 4,000 円を減額し、一般財源で同額を計上するものでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、10 款 1 項 3 目償還金でございます。1,888 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。これについては、平成 23 年度の療養給付費等負担金交付額の決定・精算による国県への返還金を計上させていただきました。1,888 万 6,000 円の計上でございます。

11 款 1 項 1 目予備費でございます。1 万 5,000 円の減額でございます。これについては、今補正予算の歳入歳出の調整のために計上したものでございます。1 万 5,000 円の減額をさせていただきます。以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 25 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようですので、次に進みます。

議案第 26 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算における、歳入歳出

全般について、説明を求めます。

議案書は、159 ページから 167 ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 議案第 26 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ 3,143 万 3,000 円を減額し、総額を 15 億 2,936 万 3,000 円とするものであります。

116 ページをお願いします。165 ページをお願いします。歳入であります。

3 款 1 項 1 目 2 節の社会資本整備総合交付金で 1,040 万円を減額するものであります。これは、国の交付金の決定により減額するものと、また、国の緊急経済対策により前倒しして実施する事業の交付金を差し引き、1,040 万円を減額するものであります。

次に、4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金で 1,633 万 3,000 円を減額するものであります。一般会計の方の特環部分で 1,497 万 2,000 円の減額、集排の方で 136 万 1,000 円の減額であります。これは、事業費の減に伴い減額となるものであります。

次に、7 款の 1 項 1 目 1 節の特定環境保全公共下水道事業債におきましては、470 万円の減額であります。これも、工事費の確定見込み及び国の緊急経済対策の追加分等を差し引き、470 万円減額するものであります。

次に、歳出の 1 款 1 項 2 目 1 細目の公共下水道施設管理費で 431 万 4,000 円を減額するものであります。主なものは、光熱水費で 50 万 8,000 円、これは電気料であります。平成 25 年 1 月からなごみの里鹿島が下水道加入となり、1 日あたりの排出量が 44 トンと大口の接続加入者となりました。また、加入件数も 70 件ほど増えており、水処理における電気代が増加するため、50 万 8,000 円の増額をお願いするものであります。

次に、委託料の汚水処理施設維持管理費で

290万円の減額は入札残であります。

次に、委託料の最後の部分、汚泥処理で191万1,000円の減額であります。これは、汚泥量の実績見込みにより減額するものであります。

次に、消費税及び地方消費税で66万9,000円の増額をお願いするものであります。これは、消費税の確定見込みにより増額をお願いするものであります。

次に、3目の2細目の農業集落排水施設管理費で89万7,000円を減額するものであります。

委託料の方で汚水処理施設維持管理費で90万円減額であります。これは、入札残であります。

次に、2款1項1目3細目の社会資本整備総合交付金事業費で、2,899万3,000円を減額するものであります。主なものとしましては、事業費支弁職員給396万2,000円、及び事業費支弁職員手当76万2,000円、差し引き320万円を減額するものであります。これは、国の交付金の減額に伴い、事業支弁を減額するものであります。

次に、13節の委託料で、長寿命化計画策定で1,600万円を減額するものであります。これも国の交付金の減額において減額するものであります。交付金の方は約20%ほど減額となっております。用途廃止、認可取得等で100万円の減、これは入札残であります。

次に、工事請負費で360万円の減であります。これは、工事費の確定見込みにより、当初4,660万円を落とす予定でありましたが、国の緊急経済対策で25年度に予定していましたラピア周辺等、J A能登わかばの環境工事4,300万円を前倒しして実施するもので、差し引き360万円を減額するものであります。

次に、補償金であります。水道管の補償費で480万円を減額するものであります。これは、西馬場地区におきまして、上水道の布

設してある町道に当初、下水管を布設する予定でありましたが、西馬場地区のほ場整備で創設する農地に布設することができたため、減額するものであります。

90細目の給与費重複額で320万円、これは先ほどの事業支弁給与の重複分であります。

次に、2目の1細目の農業集落排水事業費で46万4,000円を減額するものであります。これは、瀬戸地区にあります烏屋西部・南部2ポンプ場の制御板の移設費用を当初計上させていただきましたが、移設候補地の登記におきまして、先代の無抵当、及び相続等が困難なため、今回減額とするものであります。

次に、3款1項2目1細目の公共下水道事業債利子及び2細目の農業集落排水事業債利子等では、財源内訳を変更するものであります。管理費の減に伴うものであります。以上であります。よろしくお願ひします。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第26号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第27号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算における、歳入歳出全般について、説明を求めます。

議案書は、169ページから175ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、169ページをお願いいたします。

議案第27号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算であります。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,011万2,000円とするものであります。

174ページをお願いいたします。歳入であります。

1款1項1目財産売払収入では1,075万

7,000 円の増額をお願いいたします。当初予算では、ゆりが丘分譲宅地におきまして3区画の販売を見込んでおりましたが、これまでにゆりが丘で4区画の販売、また、さくら新町では1区画の販売が見込まれることから増額の補正をお願いするものであります。

また、2款1項1目の一般会計繰入金につきましては、財産売却収入の増に伴いまして一般会計繰入金を減額するものであります。

続いて、176 ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項1目の一般管理費で15万円の減額をお願いするものであります。ゆりが丘分譲地が残り1区画となっている状況から、住宅情報誌への広告の掲載を取り止めたことによる減額であります。以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第27号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第28号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算における、歳入歳出全般について、説明を求めます。

議案書は、177 ページから183 ページとなります。

福井情報推進課長

〔福井清研情報推進課長登壇〕

○福井清研情報推進課長 議案書、177 ページ、議案第28号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ907万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,531万9,000円とするものでございます。

182 ページをお願いいたします。歳入で

繰入金につきましては、繰入金でござい

ます。1節一般会計繰入金につきましては、954万5,000円の減額でございます。

下段の雑入でございます。47万円の増額をお願いするものでございます。この47万円につきましては、県営ほ場整備地内における支障電柱の移設に伴う補償金でございます。

続きまして、183 ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1項管理費1細目管理費でございます。工事請負費で907万5,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、ハイビジョン化工事完了に伴う減額が主なものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第28号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第29号 平成24年度中能登町水道事業会計補正予算における、歳入歳出全般について、説明を求めます。

議案書は、185 ページから187 ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 議案第29号 平成24年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第3条の資本的収入及び支出であります。かっこ書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億541万5,000円を2億909万円に改めるものであります。

次に、歳入の方の1款資本的収入、第1項の負担金で367万5,000円を減額するものであります。

187 ページをお願いします。資本的収入及び支出の方の収入であります。

1款1項1目で367万5,000円を減額するものであります。

他会計工事負担金であります。内容の方

は、配水管等移設補償費、消火栓工事負担金で112万5,000円を増額するものであります。これは、消火栓1基を追加するものであります。鹿西地区の長楽寺の付近に消火栓をつけるものであります。

次に、配水管等移設補償費、下水道工事に伴う補償工事で480万円を減額するものであります。これも当初、下水道工事におきまして、町道の水道管の布設してある所に下水道管を入れる予定になっておりましたが、ほ場整備で創設した農地に下水道管を入れることができたため減額となるものであります。以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第29号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第38号 町道路線の認定について、説明を求めます。

議案書は、189ページから193ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、189ページになります。

議案第38号 町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

まず1番目には、T-338号線、延長298.4m、幅員4m、起点、良川ま部43番地先、終点、良川け部59番1地先であります。

2番目には、町道KB-334号線、延長82.9m、幅員5m、起点、徳前ふ部7番1地先、終点、徳前ふ部11番2地先であります。

191ページをお願いいたします。

町道T-338号線の付近見取り図であります。新規の路線認定であり、現在建設中の中能登中学校の裏の路線になります。

続いて、193ページをお願いいたします。

町道KB-334号線の付近見取り図であります。この路線も新規に認定をお願いするものであり、鹿島バイパスと主要地方道氷見・田鶴浜線の徳前交差点付近の路線であります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第38号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第39号 町道路線の変更について、説明を求めます。

議案書は、195ページから199ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 195ページをお願いいたします。

議案第39号 町道路線の変更について。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

まず1番目に、町道T-290号線、終点の変更でございます。良川け部88番地先を良川ま部5番1地先に変更するものであります。延長につきましては、243mを998mに変更したいものであります。

2番目に、KB-133号線であります。これも終点の変更であります。東馬場レ部5番地先を良川け部65番1地先に変更するものであります。延長につきましては、156.2mを285.1mに変更するものであります。

3番目に、R-193号線であります。こちらも終点の変更であります。西馬場工部70番地先を良川ま部44番1地先に変更するものであります。延長につきましては、329.7mを367.7mに変更するものであります。

4番目には、町道KB-71号線、こちらは起点の変更になります。井田ぬ部16番1地先を最勝講る部20番1地先に変更するもの

であります。延長につきましては、576.7 m を 299.9 m に変更するものであります。

197 ページをお願いいたします。

初めに、町道 T-290 号線につきましては、中能登中学校の前面道路であります町道 T-72 号線からつばさの前を連絡しております町道の T-290 号路線を統合中学校周回道路として変更するものであります。

当初、青色で記載をしてございます、それを周回道路、赤の方の路線に変更したいというものであります。

次に、2 番目の町道 KB-133 号線につきましては、東馬場地内から中能登町野球場を連絡する路線でございました。これをつばさの前まで延長するものであります。こちらの方も青であったものを赤の路線で変更したいものであります。

次に、3 番目の町道 R-193 号線につきましては、西馬場地内から中能登町運動公園までであった路線を延長し、変更予定の町道 R-260 号線まで延長するものであります。こちらも青であったものを赤で延長をしております。

続きまして、199 ページをお願いいたします。

4 番目の町道 KB-71 号線の付近見取り図になります。道の駅の整備事業により、町道の一部がなくなったことから、路線の一部を廃止する変更であります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 39 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、それでは続いて、議案第 40 号 町道路線の廃止について、説明を求めます。

議案書は、201 ページから 203 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、201 ページ

になります。

議案第 40 号 町道路線の廃止について。道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の基礎に基づき、町道路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

町道 T-138 号線、延長 968.9 m、幅員 4 m 未満、起点、一青こ部 26 番地先、終点、一青を部 17 番地先であります。

203 ページをお願いいたします。

町道 T-138 号線の付近見取り図になります。ふるさと創修館の裏付近になる路線であります。県営のほ場整備事業により、路線がなくなったことから廃止をお願いするものであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 40 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 41 号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について、説明を求めます。

議案書は、205 ページから 208 ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書、205 ページとなります。

議案第 41 号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議についてであります。

地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により事務の委託の一部を廃止し、同法第 252 条の 7 第 1 項の規定により機関を共同設置することについて、同法第 252 条の 14 第 3 項及び第 252 条の 7 第 3 項で準用する第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

207 ページをお開きください。

なお、説明資料については、20 ページにお示しをさせていただいております。

本案は、七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議についてですが、公平委員会について、事務委託方式ではなく、中能登町と七尾市のそれぞれの市・町に所属する共同設置事務とすべきものでありましたので、所要の改正をするものであります。

208 ページをお開き願います。

ここでは、第7条で機関の共同設置を謳ってございます。七尾市に共同設置をして行うということでありませぬ。

また、14条では、公平委員会の関係について謳ってございます。公平委員会の委員は七尾市に住所を有する者から2名、中能登町に住所を有する者から1名、七尾市長が七尾市議会の同意を得て、それぞれ選任するものとするという規程を設けてございます。

なお、公平委員会の執務場所は、今ほど申し上げさせていただきましたように、七尾市役所の中に置くということに謳ってございます。以上、所要の改正についてであります。よろしくお願いをいたします。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第41号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

次に、議案第42号 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入について、説明を求めます。

議案書は、209ページから214ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第42号あります。石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入についてであります。

211ページをお開き願います。

これまででは、七尾鹿島広域圏事務組合として、石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合として加入をしておりましたが、平成25

年3月31日をもって七尾鹿島広域圏事務組合を解散することから、石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合へ中能登町及び七尾市が直接組合へ加入するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、211ページに第5条で、組合の議会ということで謳ってございます。今、お話をさせていただきましたように、七尾市では3名、中能登町は1名という議会の組合議員として選出をされるということに謳ってございます。

あと、中身については所要の改正を行うものであります。内容については以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第42号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) はい、ないようでございます。

以上で、議案の説明及び質疑は終結といたします。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時32分 休憩

午後3時33分 再開

◎議案等の委員会付託

○議長(岩井礼二議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 常任委員会付託をお諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第8号から議案第42号、請願第1号の議案35件、請願1件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長(岩井礼二議員) 日程第6 休会決定の件について、議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、2月27日から3月3日までの5日間、休会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) 異議なしと認めます。

よって、2月27日から3月3日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長(岩井礼二議員) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時36分 散会

平成25年3月4日（月曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

書記 土屋 哲 雄

書記 水田 祥 代

○議事日程(第2号)

平成25年3月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（岩井礼二議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（岩井礼二議員） 日程第 1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。

一般質問についての各議員の持ち時間は 1 時間でありますので、守っていただきますようお願いをいたします。

また、執行部におかれましては、的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

1 番 山本孝司議員

〔1 番（山本孝司議員）登壇〕

○1 番（山本孝司議員） おはようございます。

今回私は、3 点について質問させていただきます。

まず、第 1 点ですが、中能登給食センターについてお伺いいたします。

もう 3 月に入って、もう 1 カ月、4 月中能登中学校が開校いたします。そこで、その隣接する中能登給食センター、非常に、先ほどではなくて先般、見学にも行ってきましたけれども、立派な施設になっております。中能登町の小中学校の生徒の給食、約 1,600 食、毎日作るわけでございますが、その中で私が聞きたいのはトラブルなどの対策についてお伺いいたします。

その中でも 1 点目は施設関係、設備関係、

非常に立派な機械が入っていました。当初は、開校当初は大体機械のメーカーさんがついて、作る職員も一生懸命頑張ると思うんですけども、給食を作る人はあくまでも給食を作る人でありまして、その機械等、作っていくうえで機械等がまず故障などした場合、開校時はメーカーさんなどがついて対応してくれると思うんですが、やってるうちにその機械のディーラーさんあたりもいなくなった場合、もしトラブルになった場合、誰が対応するのかということと、また人材、開校当時は多分今まで作っていた人がこのまま作ると思うんですけども、今まで以上に、やっぱり 1,600 食作っていくうえでなかなかスムーズにいかないのではないのではないのかなというふうに私は思っているんですけども、そういうところ、どういった指導というか、研修はしていると思うんですけども、なかなかこの機械についていかれるのかどうか。今後やっていくうちに大体慣れてくると思うんですけども、やっぱり 1,600 食毎日作るということは大変、本当にひどいこと、ひどいというか仕事ですからやらなきゃならないと思うんですけども、大変なことだと思うんですけども、そういったところの教育というのはどういうふうになされておるのかということと、もう 1 点、その出来あがったものを配送するにあたり、1,600 食、コースというものは大体決まっているとは思うんですけども、そういった面におかれましてはどういったふうな、例えば配送のトラックが故障した場合、どういった対応をするのかということも踏まえて、どういうトラブルについての対策、対応を考えておられるのか、答弁願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほどいただきました、中能登町給食センターについてのご質問にお答えをいたします。

新年度からオープンします給食センターでは、毎日1,600食にものぼる給食を扱う大規模の施設でありまして、機械、設備の操作にも慣れていないために様々なトラブルや予期しない問題が生じる心配があります。このため、夏休みや冬休みの期間を利用して、事前研修を重ねてまいりました。また、他の市、町の先進的な給食調理場へも研修に出かけるなど、給食センターの開始に向けてできるかぎり幅広く現場を見て学習を進めてきたところであります。

また、3学期の給食を例年より約2週間も早く3月8日に終えさせていただきまして、現在の給食施設からの必要物品の運搬とか、新調理場での準備、手順の確認、機械操作の練習などに入っております。そして、3月の25日から3日間にわたり、給食センターで調理リハーサルも行っていきます。町内の小学校5校には、給食運搬車3台で配送する計画をもっておりまして、その練習も3月中にやっていきたいと思っております。

今後、あらゆる事態やトラブルなどを想定しまして、その対応の仕方を真剣に検討をしていきたいというように思っているところであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今、回答をいただきましたけれども、ある程度ざっくりばらんな回答でしたけれども、最初の機械にあたり、いろんなことにあたり、どこまで想定しているのか。今、説明した中では、大体のことはざっくりばらんでしたけれども、私的にはもうちょっとできれば細かく説明していただきたいというふうに思いましたけれども、特にこの機械の場合、誰がやっぱり、トラブルが起きた場合、誰が対応するのかというところ、やっぱりトラブルになった場合、やっぱり子供たちにしてもこの給食というものはやっぱり大事な時間だと私は思っているんですけども、やっぱりこういう機械等の誰が対応する

のかというところをまた答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど給食調理場、給食センターの機械の故障が起こった場合に、どのように対応していくのかという再質問をいただきました。

正直言います、私たちもどのような故障が起こるのか、トラブルがあるのかというようなことについては全くの未知でありまして、弱ったなあというようなことも思うんですけども、とにかくこの後、あと1カ月ほどありますので、メーカーの方から来ていただきまして、給食調理員をはじめいろいろ関係者の皆さん方にその説明を聞き、どういところが問題になるのか、何を注意してやらなければならないかというような説明をまず受けていきたいなあというようなことを思っているところです。残念ながら私たちもどのようなことが発生するのかなというようなことについても無知でありまして、私たちも可能な限りその説明を受けて開式に備えていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 本当にやってみなきゃ分からないことだと思いますけども、機械もんですから必ず何やかんや故障する可能性があると思います。いろんなことを想定してスムーズに対応できるよう、またやっていただきたいというふうに思います。

また、この人材に関してですけども、この人材というものも先ほどいろいろ教育していたと思うんですけども、この人たちもこの開校時、どういったやり方というか、例えば作る人もやっぱり健康上、本人、体調不良の場合もあります。また、身内に不幸がある場合もあります。一遍に5人も6人も休むことはないと思うんですけども、そういった場合、急なそういう人材のやっぱり休んだ時の対応というものはどのように考えておられるのか、そこのところ答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 給食センターでの人的な問題でありました。新しい給食センターの方には、現在各学校での給食調理員の方、ほとんど全員とっていいほどそちらの方に移向します。ただ、施設も機械もスケールも全てが変わってきますので、新しいセンターでの給食準備は大変だろうなというようなことも思っています。とにかくあと1カ月間、現場での訓練といいますか、研修を重ねて、そして開校時に備えていきたいというようにも思います。

それから、予期せぬことで調理員の方が急にお休みされるような場合も当然あるかなと思いますので、そういう時には応援してもらえそうな方、これまでそれぞれの学校で頑張っていた方なんかの名簿なんかもリストアップいたしまして、そういうところの問題に対応していきたいなあというように思っているところです。とにかく訓練と練習をやりながら私たちも勉強だなというようなことを思います。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 是非、この人材に関しても、本当に何あるか分かりませんので、今おっしゃられた等なことをまたやっていただければスムーズにいくのではないのかなというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

もう1点のこの車両について、確か3台で対応すると言っておられたと思うんですけども、これに関してでも、3台もおれば1台ぐらひは何やかんやトラブル起きても対応はできると思うんですけども、これに関してでもやっぱり車両の大きさは全部一緒でなかったかと思うんですけども、これに関してでも、車両がもし故障などした場合、どういった対応とられるのか、もう少し詳しく答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 給食の運搬車両につきましては新車を1台購入いたしまして、既存の車輛2台と合わせて3台で配送する計画でございます。それぞれの車両につきまして、新しいコンテナを導入する計画でございますので、そのコンテナにあわせた改造を今行っているところでございます。3台全部が丸々故障とか、そういうトラブルはまずないと思うので、1台故障した場合は先に配送した他の車両を使って配送するというような形になると思います。替わりのトラックをさっともってきて積み込むというのは、あまり運搬上難しい面があると思います。コンテナをきちっと固定したうえで運ばなければならないと思いますので、故障した場合、若干配送が遅れるということもあるかと思いますが、3台のうちの車両をきちっと使って安全に学校の方へ配送したいと思っておりますので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 故障したら本当に大変なことです。また本当に車両管理もしっかりとしていただければと思いますけども、またこの配送に関してですけども、この配送のルートといいますか、これは決まったルート、例えば、今言う中能登中学校横の給食センターを起点に、例えば鹿西の方から順番に行くのか、越路の方から、3台一遍に配送するのか、そんなところはどのようなルートというか、配送の考え方していますか。答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 配送の順路、それから対象の小学校につきましては、その組み合わせを今、ほぼ決めているところでございます。最初に、そういう2階とか3階へ給食を運ぶ必要のない学校へ配送しまして、その後ダムウェイターを使って給食をランチルー

ムへ運ぶと、そういう必要のある学校へ運ぶということで組み合わせを考えております。ということで、そういうダムウエイターのある所については若干時間がかかる可能性があるということで、後回しにするような、2回目に運ぶという、そういう考え方で配送を考えております。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） では開校時、トラブルのないように全て万全な対応で進めていただきたいというふうに思います。

次に、2点目で、中能登中学校部活動等について質問したいと思います。

教育長は去年からずっと開校してから学力、生徒会、部活動関係、全てスタートダッシュだというような意気込みを言っておられたと思います。そこでこうやって、いろいろ開校してからいろいろ現場の先生方の話、また子供さん、また保護者の皆さんの話を聞きますと、開校してから多いところはやっぱり50人、60人、60人までどうかしりませんけども、40～50人という一つの部の人数になるかと思えます。その中でやっぱり先生にも数にも限りがあると思えます。そこで、先生方もやっぱり開校時、やっぱり先生の職というのは勉強を教えることが第一優先だと思います。そこで、部活まで回りきるのかというのがちょっと心配なところであるんですが、そこで外部指導者というふうにもやっぱり考えておられるかと思えます。夢プロの中でも話しておられるかと思えますが、そのところ開校時、外部指導者に関してどういうふうな方向、今現在、もし外部指導者にお願いするとしたら、もうお願いして、開校時スムーズな体制をとっておられるのかどうか、そのところ答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 2つ目は、中能登中学校の部活動に関するご質問でありました。

部活動は何と言っても中学校時代の花形、

そしてどの生徒にとりましても中学校生活の大きな部分を占めることは間違いありません。新学期が始まれば、すぐ部活の山場がやってきます。開校時の混乱をできる限り少なくして、生徒たちがもっている力を発揮し活躍できるような、そういう開校にということで夢プロでもかなり力を入れて頑張ってきたところであります。

3校による合同練習もかなり進んでおりますし、指導者の皆さんや顧問の先生方の頭の中には、必ずや新チームづくりとか強化練習計画とか、新年度始まったら「よし」というような、そういう計画も立っているんだろうなというように思っています。

とにかく、新しい中学校の校長及びスタッフが決まり次第、この3本柱を中心にして詳しいといいますかきめ細かな対応、取り組みの方針を決めて入っていききたい。もちろん部活につきましても、開校後できるだけ早い時期に外部指導者のお願いも直ちにしていきたいなあと思えますし、できる限り現在の3校、3つの中学校で指導員をしてくださった、そういう皆さん方に継続して新しい中学校でも部活の指導に入っていただきたいというようなことを思っております。とにかく関係者の皆さん、それからPTAの皆さん、体協の皆さん、町のあらゆる関係者の皆さん方に力を貸していただいて、ご指導いただいて、開校時の部活動がスムーズに、そして力が発揮できるように頑張っていきたい。是非、関係者の皆さん方のご協力をお願いしたいなというように思っているところです。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 継続して今やられておる指導者のお方をお願いするというような回答だったと思うんですけども、一応、今継続して、今指導されておられるお方には、一応話はいって了解なりそういったことは進んでいるんですか。それとも開校してからま

た新たにというような思いでおられるのか。
そこのところもう一度答弁をお願いします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 指導者の皆さん方へのお願いにつきましては、具体的には「新年度も是非、引き続いてお願いします」という、そこまではいっておりません。私たちの関係者の方で新しい部もありますので、どういう方をお願いをしようかということで、今、構想を練っているところです。是非、これまで頑張っていた指導者の皆さんには、継続して頑張ってもらいたいということについては変わりはありません。とにかく、新年度始まると早々にスタッフの皆さんも活動に入りたいというようなことを思っているところです。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今のところはまだということですが、でも私この指導者に関してもう一つ気になるといいますか、今までの指導されているお方はどういった指導をされているのか私はちょっと確認していませんけども、今よく言われている体罰というようなこともあります。その中で学校の先生の考え、また外部指導者の指導の考えというのは統一されているのか。やっぱり外部から指導されておられる人というのは、やっぱりどうしても指導する以上、やっぱり大会に出たときは上位に入賞させるというようなつもりでやられておられると思います。学校の先生としてはどこまで考えておられるのか、ちょっと私には分かりませんが、そういった指導の方にそういった指導といいますか、そういうところはとうとう外部の指導者に対しての指導をされておられるのか、答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 体罰問題が全国的に大きな社会問題になっておるのも事実でありますし、それぞれの県でも今一度、体罰問題につ

いて詳しい実態調査も今、行われている最中です。体罰はいかなる理由があっても絶対にやってはいけない、指導の一つの方法にはなり得ないという、そういうことについてはもう間違いありません。私たちも新しい年度のスタートにあたりまして、学校の先生方はもちろんですけども、部活、その他、学校のいろいろな競技活動に応援をしていただく方も含めまして、その辺のことを詳しくお願いをして、間違いのないようにやっていきたいなというように思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 是非、今問題になっている体罰といいますか、先生はある程度は常日頃から注意しておると思いますけども、やっぱり外部指導者の皆さんになりますと、若干やっぱり熱くなると出る可能性もなきにしもあらずだと思いますので、そのところはやっぱり徹底してまた指導していい方向にいくように、また指導していただければというように思います。

続いて、3つ目の質問をさせていただきます。

中能登中学校の安全対策等について質問いたします。

今、中能登中学校は500人規模のマンモス校といいますか、大人数の中学校になります。そうなってくると校舎も大きくなり、広い敷地内というふうになってきます。その中で、日頃生活する中でどういった対策、例えば不審者対策、また生徒が授業中にいろんな活動をしている時に倒れた場合等々、そういった面でどういった対策をしているのか、対策になっているのかということと、また、通学時、今ある程度、大体公共のJRなり北鉄に利用される大方の保護者負担というものは大体皆さんに説明されたと思います。それはそれでいいんですけども、今、開校してから一番通学時、子供たちが利用する自転車通学、そういった面で通学路の安全というもの

を、先に大体、今後、通学路の設備をしていくというような回答はある程度聞いてはおるんですけども、まだまだ保護者の皆さんにはどういった安全対策をしているのかというのがまだまだ分かっておりません。そこで開校時、そういう自転車通学される子供たちの安全というものはどういうふうに考えておられるのかというのを答弁願います。

また、青色回転灯パトロール車についてですけれども、今現在、中能登町、確か3台登録といたしますかしておられたと思います。でもこの間の教育民生常任委員会の席で、3台所有されている中で、2台減車の手続きをしているというふうにも聞いております。私としては、この青色回転灯のパトロール車というものは、別に青色回転灯を点けていなければパトロールはできないというわけではないんですけども、やっぱり回転灯を点けて町内を見回るといことはとても犯罪に防止につながるのだと私は思っているの、この青色パトロール車というものをどうして3台から1台にしたのかというのをお聞きしたいというふうに思います。この3点、よろしく答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 3点目につきましては、中能登中学校の安全対策にかかわる問題でありました。いくつかあったと思うんですけども、まず、学校生活での安全についてですが、学校のつくりですけれども、職員室を1階の校門側に配置をしまして、登校する生徒、あるいは来客が見えやすいようなつくりになっております。また、学校用地の周囲は全てフェンスを配置しまして、外部からの無断侵入を防止するとともに、監視カメラ3台によりまして職員室から外部のモニター映像が見られるようになっております。

また、校内での怪我とか体調不良などに対応するために、保健室は外で怪我をしても中で具合が悪くなくても、すぐ最も近いところ

に入ってこれるように、そういう救急車が横着けけるような、そういう状況にもなっております。また、万が一の火災なんかも備えるということで、消防との協議によりまして防火水槽を2箇所配置するとともに、消防車とかはしご車がグラウンド側から入って消火活動が行えるような、そういうことのために出入り用の門扉も設けてあるということです。これは学校の内部での対応、対策であります。

それから、通学に関してですけれども、歩道の整備とか通学路の街灯整備を開校までにできるだけ行うということで頑張っていました。開校後も引き続いて必要な箇所については整備を進めていくことになっております。

また、通学路につきましては、学校と保護者代表、教育委員会で協議を行って、基本的な道路を一応設定したわけですけれども、開校後に生徒の実際の通学状況、道路の状況もあわせて、改めて見直しをする必要もあるんだろうなというようなことも思っているところです。安全・安心が一番大事なことでありますので、校内の安全、通学路の安全、そういったことについては開校後も継続して整備に努めていきたいなというように思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 私の方から青色パトロール車の質問についてお答えをいたします。

青色パトロール車は、地域の防犯活動を自主的に行う県や町及び警察本部長などから委嘱を受けた自主防犯組織等が車両に青色回転灯を装備・点灯させてパトロールを実施するもので、青色パトロール車を走らすには、警察や運輸局の許可証明が必要となります。

町では、平成18年6月に警察からの要請もあって、役場各庁舎で所有をする公用車3台と各庁舎を管理する担当職員と教育委員会

の職員の21名をパトロール実施者に任命をして防犯パトロールを開始をいたしました。

更に、同年12月に、町地域安全センターで利用する1台を新たに青色パトロール車として登録をし、4台でパトロール体制を整えました。

こうしたことから、青色パトロール車による自主防犯活動の成果を反映して、町内での犯罪件数が大幅に減少することができました。

また、町の地域安全センターで登録する1台が平日の毎日、きめ細かなパトロールを実施をしていることから、当初登録した3台については、平成22年に車両を更新した際には、青色パトロール車としての登録はしませんでした。

そして、防犯意識の高まりから、平成22年には鹿島中学校PTAが七尾警察署からの委嘱を受けて、青色パトロール車による防犯活動を開始をし、烏屋・鹿西地区のPTAにおいても自主防犯活動を積極的に展開をされておいでます。

ここに、改めて町民の皆様方の防犯活動に対するご理解とご協力をいただいていることに厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、本年4月開校の中能登中学校での登下校時の安全対策につきましては、PTAの皆様方や地域の皆様方が中心となって、自主防犯活動を推進されるとともに、町も地域安全センターの青色パトロール車を中心として防犯対策に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いをいたします。以上です。

○議長(岩井礼二議員) 山本議員

○1番(山本孝司議員) まず最初の方の、学校の方の対策ですけども、今まで以上に対応ができるのかなあというふうにも思っておりますが、この通学路に関してですけども、やっぱりまだまだ保護者の皆さんにご心配ごと、まだまだあると思うんですけども、ちな

みにある程度の設定したとおっしゃっておられましたけども、昨年10月でしたか、初めのラピア鹿島において保護者の説明会の中にも意見が出ていましたけども、「執行部の皆さんも自転車に乗って確認してみりゃどうや」というようなことも言っておられました。そこで、ちなみにそれ以降、去年の10月以降、そういった確認という、想定される通学路の確認というものをされたかどうかというのを答弁願います。

○議長(岩井礼二議員) 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 通学路の点検につきましては、全てできたわけではありませんが、一部について通行してみまして、暗い状況とかそういう所を把握するとともに、歩道の整備状況等も確認しました。そのために、9月の補正予算等で街灯の整備というものを整備費用を2カ年計画で総務課の方で予算措置され、それ以外の歩道の整備につきましても土木建設課の方で順次整備されている状況です。現地も見させていただいて、山本議員もある程度お分かりなかなと思うんですが、現在は西往来のみうら屋さんの前から踏み切りまでの部分、それから中能登中学校の校門前から中能登消防署までの部分について、今、整備を進めているところでございます。そこに歩道を羽咋側に設けるといって急ピッチで進めているところです。

あと、今後の継続として、土木建設課の方で予定されるものとして、中能登消防署から水白の県道の交差点まで、この道路は御祖地区、久江地区の生徒が自転車等ないしは徒歩で通学する道路かと思われまますので、そこも継続して整備されるというふう聞いております。

街灯につきましては、24年だけではなく、25年と継続的に進めていくというふう聞いておりますので、ただ、実際生徒がどのような道路を使うかということも見極めた上で重点的な整備をしていく必要があるかと

思いますので、今後の状況を見ながらということにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 開校してみなきゃ、子供の流れというものは分からないのは実際だと思うんですけども、是非、今回、この統合になってから本当に鳥屋の端、越路の方の端、金丸の方、全て子供たちはバスなりJRですか、電車なりに乗ってくるとは限りませんので、本当に隅々まで今後、子供たちの通学路を把握して安全のために、また整備していただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

その関係で、この青色パトロールにおかれましても、当初は3台ないし4台登録されて、今、減少されたと、減少したから減らしたのかちょっと分かりませんが、やっぱりこれは減少してでもまだゼロにはなっておりません。今後やっぱり私としては3台ないし、もっと増えてもいいのではないのかなというふうにも考えておられますけども、こういった子供たちの通学の範囲が広がった場合、1台だけじゃちょっと安全に、私としては欠けるのではないかなというふうに思いますけども、そこのところどういうふうに考えておられるか、再度答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、パトロールしている1台とべっこにも、鹿島中学校では担当教諭の自家用車を青色のパトロール車として登録をしております、これはPTAの予算において燃料代を計上して、パトロールを実施をしている状況でもあります。

また今後、中能登中学校のPTAの皆様方や地域の皆様方にもできる限り自主防犯活動のご協力をお願いをしていかねばならないと考えております。しかし、青色パトロール車の増台につきましては、現在のパトロール車を有効に活用しつつ、状況を見ながら検討を

させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

中能登町の刑法犯の認知件数につきましては、平成16年の時は大体153、そして今、上がり下がりはありますけれども、平成24年では49件にまで下がっております。できるだけこれらをゼロに目指して、みんなで頑張ってもらいたいなど、そう思っているところでもあります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） こうやって、町長の今までの件数が減っておると、聞いた限りではかなり減るとるような感じもします。しかし、減っているのは間違いないと思うんですけども、やっぱり、いつ最近の犯罪というものは、ここら辺の田舎というのはちょっと言葉はあれかもしれませんが、都会と変わらないぐらい何かあるか分からない、起きるか分からないというのは、今後、保護者の心配ごとだと思います。私としてはやっぱり、こういった青色回転灯を点けて町内を見回っていただくというのは、本当に親の安心、また地域の人たちもやっぱり注意して見ておられるというような感じで、私としては台数があればあるほど、いろんな面で今、鹿島中学校、今閉校になりまして、車両も自動的に減車というか無くしてきました。そういった面で、今現在では、多分、鳥屋庁舎にある1台だけだと私は思っております。そのそこで回転して走るといのは、やっぱり増やして、職員だけでせいというわけでもありませんけども、今後、やっぱり保護者の皆さんにも地域の皆さんにも、やっぱり子供たちの安心・安全のために地域を見守っていただきたいというふうに思いますけども、やっぱり増やさないで、町で登録してあった最低3台は登録して、職員の皆さんにも協力していただいて、もう一度子供たち、地域のために安全というものをさせていただきたいというふうに思いますけども、やっぱり増やすというか、減

車というような考えでありますか。そのところ、町長、答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 犯罪を減らしていくためには、青色パトロール車だけということではなしに、地域全体の方が一つになっている面からやっぱりやっていかなければならないとそう思っております。それにつきましても山本議員の一つの意見としてお聞きをして、これからも安心・安全のまちづくりに頑張ってもらいたいと、そう思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 是非、子供たちのため、地域のために安全に関して、今後とも町としても力を入れていただきたいというように思いますので、今後ともよろしく願います。これで質問を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 次に、2番、失礼、4番 諏訪良一議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○4番（諏訪良一議員） 2件について質問をします。

最初に、水道料金の見直しについて。

合併協定書において「水道料金については、新町に移行後も当分の間、これは5年以内ですが、は現行のとおりとし、随時調整する」と明記されております。この現行のとおりと言いますのは、合併当初最も低い旧鳥屋町の水道料金にあわせた経緯があります。

ところが近年、水道事業関連施設の統廃合や管路の耐震化、及び災害時における緊急給水対策に加えて、新規の管路布設など大きな工事が連続して実施されていることから、必然的に水道事業会計にも大きく反映してくるものと推察しております。

先般、全員協議会の席上において、担当課より報告されました平成23年度中能登町水道事業会計によると、当年度の純損失額は1,594万9,655円となり、これを更に解

析すると、給水原価が1m³あたり155円9銭で、また供給単価が1m³あたり143円83銭になったことの説明がありました。給水原価と供給単価との格差が11円あまりもあり、しかも供給量に比例して損失額が増大していくようでは、もはや企業努力のみでは解決できるような小さな課題ではありえないのではないかと受け止めております。よって、水道料金の随時調整に関する所見について、水道事業会計の今後の見通しについて伺います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えをいたします。今、諏訪議員から言われましたように、ご質問の水道料金の随時調整に関するのですが、平成16年8月23日の合併協定書には水道料金については新町に移行後も当分の間、5年以内ということでありすけれども、現行のとおりとし、随時調整をすると明記をされております。

このため、平成17年3月の料金体制は旧町ごとの料金体系となりました。

平成17年4月からは、合併による旧町間の格差是正分を補填する財源の確保ができたために、料金の一番安かった旧鳥屋町の料金体系に統一をいたしております。

また、平成22年7月からは、県水受水費用の引き下げにあわせて、基本料金を1,365円から1,312円と53円引き下げております。

現在、町の水道料金については、使用量の0トンから10トンまでを基本料金として、消費税込みで1,312円、10トンを超える使用量については、1トンあたり136.5円を加算していく料金体系であります。

これまでの水道会計の収益的収支は、平成17年度から平成19年までは、旧町間の格差是正のための補填財源を繰り入れをしたため、3か年の総収支は黒字となりました。

しかし、一般会計からの補填財源の繰り入れがなくなった平成20年度からは、収益的

収支は赤字となっており、水道事業の積立基金を取り崩し、補填をしているのが現状であります。

また、平成 23 年度決算の 1 トンあたりの供給単価は 143.8 円で、給水原価は 155.1 円で、11.3 円の赤字であります。

現段階では、効率的な施設の運用を図り、経費の削減に努めているところでありますが、このような状況が推移いたしますと、平成 28 年度頃には補填財源である水道事業積立金がなくなることが予想されますので、近い将来には料金改正をお願いする必要があると考えております。

それと同時に、住みやすい、そして明るいまちづくりの、そういう観点からも水道料金の改定がどのくらい必要であるのか、また皆さん方にどの程度に理解をいただけるのかというようなことがこれからの課題でもあると思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4 番（諏訪良一議員） 私をはじめ町民の方々が大変心配されているのはですね、大変大きな事業が続いてなされております。といいますのは、水道事業会計、いわゆる企業会計ですが、会計では一般会計と違まして事業を多くすればするほど資産が増えてきます。資産が増えるということは、それらの資産が数十年先に耐用年数を迎えてくるわけです。ということは、原価償却費を積み立てていかないと、いつも合併特例債のような有利な資金があるとは考えられません。そんなことから、やはり平成 28 年度、今ほど町長が答えられましたように、このあたりから企業債の償還もうんと増えてきます。そういうことで、このあたりで一度しっかり現在の会計状況を精査していただいて対策をとることが肝要ではなかろうかなと、こんなように思います。

よく、どこへ行っても工事がされておるけ

ども、どんな工事をされているのか、水道量が大丈夫なのかということが聞かれてくるわけです。この点について答弁をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 澤上下水道課長

〔澤 伸一上下水道課長登壇〕

○澤 伸一上下水道課長 現在、旧 3 町にありました浄水場の統廃合及び管路の耐震化等で事業をやっているわけであります。事業の方も合併の 18 年頃から来年までかかる予定であります。事業費の方も三十何億であります。この資金としましては、企業債及び合併特例債を見込んで事業をしておるわけあります。償還のピークも、28 年頃にも諏訪議員が言われたように最大になってきます。このようなことを踏まえ、28 年頃には料金改定が必要になってくると思っておりますので、またどの程度上げればいいのか、その辺の町民の説明責任もあると思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4 番（諏訪良一議員） 水を受けている町民サイドで考えていきますと、安いにこしたことはないわけです。かといって、先送りするようでは町も困るし私どもも困ってくると思います。そういうことから、仮に値上げをされる計画があるにしても、やはりできるだけ町民に負担の少ないような範囲でお願いしたいと思います。この点についてもう一度、答弁をお願いします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、課長から答弁をいたしましたように、耐震化、それと統廃合、そして今の水源、県水あわせて 6 箇所、そのような格好で進めておりますけれども、今、耐震化まで、一番先にかかったのは北陸全県で中能登町が一番最初であると、まだ石綿管もいいのになっていない町村もいる中で、上下水道については一番進んでおります。そういう中での合併特例債を使わしていただきながら

ら、また企業債を使わしていただきながら、また今の料金体系も能登では大変安い、そんな状況であります。できるだけ今、諏訪議員からもお話もありましたように、町民の皆さんの理解をいただきまして、また新しい住みよいまちづくりを目指して、どれだけ上げればいいのか、これからしっかりと精査をし、また町民の皆さんの理解を得て、あまりあとに残さない、そんなような状況でしてまいりたいと、そう思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） できるだけ安くおいしい水を安定供給されるように、更に事業を進めていただきたいと、こんなように思います。

それではですね、次に2件目の水道水の性質について伺います。

こくがあってまるやかな水、安全で安心して飲める水、これが当町の飲料水のキャッチフレーズのようなことになっておりますが、飲料水としてはこの要件を満たしていることは大変結構なことであろうと思います。

けれども、近年、平成20年頃からですけれども、家庭用の加熱給湯器、湯沸器ですが、の普及に伴い予期せぬ課題が周知伝わることについてはご承知のことと拝察します。

この発端は、水道水に含まれているいろいろな成分によるものようですが、中でもカルシウムなどが最も問題になるような状況ですが、これらが給湯器の配管の内部で結晶となって付着し、そしてそのことによって配管が詰まるといった故障の原因、これが今、いろいろ問われているところであります。

町内に給湯器が普及し始めてから数年経ちますが、当初からこの水質に関する課題が懸念されていたようです。が、今日、水質の特性などについてどのような指導をなされているのか。一つは、「地域によるカルシウムなど、成分の濃度差があるのですか」というこ

とです。この地域といいますのは、県水の入り口といてもいいでしょうか、鹿西地域と旧の鹿島の北部の方あたりとの、この成分の差があるのかどうかということです。

それからもう一つは、水の性質に関する相談あたりを受けられたときに、どのような対応をなされているのか。この2点について伺いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 現在の町の水道水については、春木、大槻、在江地内の各2箇所ずつの、合計6箇所の地下水と県水を主な水源として水道利用者に供給をいたしております。

ご質問の「地域によるカルシウム等の成分の濃度差があるのか」につきましては、6箇所の地下水源全てが県水の水質と比べカルシウム濃度が高い数値を示しておりますが、いずれの水質も非常に良質であり、十分に水質基準を満たしており、全く問題はありませ

ん。

また、おいしい水の水質要件も満たしており、飲料水としては全く問題のない水であります。

地域別での主要水源につきましては、鹿島地域は在江地内の2箇所と大槻地内の1箇所、鳥屋地域は春木地内の2箇所と大槻地内の1箇所を、鹿西地域については鹿島地域を主としている水源と県水が混ぜあわされた水が主となり、それぞれの地域ごとにカルシウムなどの成分や濃度には差があります。

そこで、最近よく問い合わせがあるのが、「一部、メーカーでの加熱給湯器や湯沸かしポットなどに白い色をした成分が付着する」との内容であります。

これは、どの水道水にも必ず含まれているカルシウムの成分が、急激に加熱をされることにより蒸発し結晶化したものであります。

この現象は、他の自治体を含めた全ての地域に起きることであり、当町だけが特別に起きていることではありません。

このような現象を踏まえ、町では、加熱給湯機器などの設置を検討する方や、既に設置をされている方に対し、参考にしてもらうため「メーカーへの事前確認のお願い」として、広報に記載をしております。

また、水質に関する相談があった場合は、地域別の水質や成分について説明をしております。

今後は、多数の方が閲覧できるように、近日常にホームページなどにも情報を記載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） いろいろ、この使っておいでの方から意見をまとめますと、これは自分なりにまとめたことですが、3点ほど要因があると思います。

一つは、やはり成分の濃度の問題。もう一つは、加熱するときの設定温度。80度の人と65度の人とでは大変違うようです。同じ時に設置した人で、80度で設定した人は、もう2年間で機械を更新したと。65度で設定しておいでの方は2年間経っても大丈夫だという声があります。

それともう一つは、家族によって使う水の量が違うということです。家族数が多くて使う水の量の多い人ほど、やはり早いと、こんなような声を聞きました。

町の方ではですね、どのような声を聞いておいでなのか。それから、この使用実態、トラブルの実態を数多く把握していただいて、そして、これから機械を設置しようという人、現在使っておいでの人といったように、事前指導、事後指導もですね、しっかり相談ののってあげるといえることがですね、大変重要なことかなと思います。

前に、担当者からも聞いておりますけども、このカルシウムの成分を除去するときの対応策はあるにしても、その装備する機械の事業費が大変大きくて、個人でも町としても

対応できないというようなことを聞いております。そういうことからですね、やはり水が悪いという誤解をですね、受けたくないような事前指導、事後指導の徹底が大事でなからうか、こんなように考えますが、このことについて更に伺いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 加熱給湯器の一般町民の方からは、約10名程度の方から、「町の水はどんな成分になっているのか」また、「なかなか給湯器が沸かなくなって段々お湯の量が減ってくる」とか、「どこの水を使っているのか、いつから水が変わったのか」などの問い合わせがあります。

そこで、電話等の場合は、「10月末から鹿島地区におきましては在江の水を使っております」また、「鹿西地区の一部においても在江の水が入ってきている」などの説明をしているところであります。あと、「すぐ詰まるのはどういった対応をすればいいのか」という質問もありまして、そういう場合は「加熱給湯器の温度を下げてください。自分ではできないのでメーカーに頼んで下げてください」また、「新たに契約する場合は、保証期間2年のやつを8年するとか長くしてください」とかいうお願いをしているところであります。このカルキ、カルシウムの除去、町の方ですとなれば1施設4億円程度かかりますので、大変厳しいものはありますので、「温度設定を下げしてほしい」ということをお願いしているわけであります。

これから設置される方に対しては、町広報、今月号、3月号にも載せましたが、町ホームページでもPRして、町民の方にPRしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） いろいろ指導はなされているようではございますけれども、やはりですね、読まなければ分からないような情報は

すね、なかなか自分が関心のないときには読んでおられないものです。そういうことからすね、相談を受けたときには対面で親切に相談されることがですね、肝要ではなかろうかと。ホームページは誰でも見れる場所ではないと思います。そういうことで、きめ細かい指導をしていただきたい。このことをお願いしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） ここで、11時25分まで休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議をはじめます。

次に、12番 坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） では、質問させていただきます。その前に、2問目の除草についてでございますが、ちょっと私の勘違いで土砂の撤去ということでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、学校関係についてでございますが、統合中学校の落成式のご招待の件でございます。

平成の大合併において、大きな事業の一つでありました統合中学校の完成が目になります。多数の方々の協力と知恵を賜って落成式を迎えようとしています。

広報では、一般内覧会が31日となっておりますが、落成式の日程などはいつ頃になるのか、また、そのご招待の範囲はどれくらいになるのかお聞かせ願いたいと思います。

統合中学校の落成式の招待の範囲ということでありまして、また2問目は、当町の小中学校の生徒の個々の食物アレルギーについての把握と対応。3点目には、中学校卒業生の進路状況。4つ目は、1クラスあたりの何人学級かを予定しているのかをあわせてお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、学校関係について4点ばかりのご質問をいただきました。

まず第1点目、統合中学校の落成式の招待者の関係についてでありました。落成式につきましては、当初、工事が完成した後、開校までに実施したいというように思っていたわけですが、工事等の遅れもありまして、施設設備が完了し、学校運営が軌道に乗った時期に実施したいと考えております。

招待者の皆さん方につきましては、用地を提供してくださった皆様、議会の皆様、そして区長会、建設委員会関係者、学校関係者、工事関係者の方々など、中能登中学校の建設に関与された方々を対象に、今後、具体的には執行部内部で検討させていただいて決めていきたいというように思っております。

それから2点目、食物アレルギーに対する把握と対応についてのご質問であったと思います。

当町では、平成19年度から一部の学校給食で除去食、ないしは代替食の対応をとってまいりました。平成20年度からは、町内の小中学校において、「食物アレルギー対応給食実施手順」を設けまして、一律一斉に実施をしてきているところであります。

具体的にいきますと、全ての児童生徒の保護者に対して、食物のアレルギーに関する調査を行います。そして、アレルギー対応食を希望される保護者には、医師の診断書を添えて申請書を提出してもらっています。その上で、学校管理職や栄養士、養護教諭、給食担当者が保護者との個別面談、あるいは意向調査を行いまして、保護者の理解を得たうえで最終的な対応を決定することにしております。

具体的には、アレルギー対応食の献立表を保護者に届けまして、成分について保護者の確認をとりながら給食を提供しているところです。

平成 25 年度から開始の中能登町学校給食センターにおいても、これまでの取り組みを継続することになっておりました。新入生を含めて 22 名の対応食を行う予定にあります。

県内の学校の対応状況を見ますと、共同調理場ではアレルギー対応食を実施していないところも沢山ありまして、そういう意味では、中能登町の対応水準は非常に高いなあというように考えております。

それから第 3 点目、3 中学校の卒業予定の生徒の進路状況についてのご質問であったと思います。

この 3 月に町内の 3 中学校を卒業する生徒は 176 名おります。現在のところ全員が高校進学を希望しております。県外への高校への進学希望者はいない状況であります。

これまで数年間の状況を見ますと、公立高校にはおおよそ 85% から 90% が進学、国立の高校には 1% ないし 2%、私立高校の方では 8% ～ 14% といった状況になっています。

高校入試は、今週 3 月 6 日、7 日です。発表は 14 日です。受験生にはしっかりと頑張っ希望をかなえてほしいなど願っているところです。

それから最後 4 点目、1 クラスあたりの人数についてのご質問であったと思います。小学校の方では全国一律、平成 24 年度から国の学級編成基準が変更されまして、1 年生は 40 人学級から 35 人学級となりました。また、2 年生、3 年生、4 年生につきましては、各都道府県の独自の対応となっているわけですが、石川県では 2 年、3 年、4 年につきまして 35 人学級を選択するか、ないしは 1 クラスを 2 つに分けて、別々に習熟度別少人数授業を選択するかという、選択方式がとられております。

石川県の場合は、5 年生、6 年生については、従来の 40 人学級そのものとなっているところです。

それから中学校の方ですが、石川県では、

中学 1 年生のみ加配教員によって 35 人学級を選ぶか、それとも習熟度別少人数授業を選ぶかの選択方式がとられているところです。

平成 24 年度、今年度ですけれども、町内の小学校において 35 人学級が 3 校 3 クラスで行われましたし、習熟度別少人数授業も 3 校 3 クラスで実施されているところです。

新しく始まります中能登中学校のクラス編成は、3 学年とも学年 5 クラス、合わせて 15 クラスの通常学級の編成、それから特別支援学級が 2 クラスということで、合わせて 17 クラスのスタートとなる状況であります。以上、4 点についてお答えをいたしました。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12 番（坂井幸雄議員） 落成式のご招待の件は、起工式のときには地権者並びに代替地の人は配布されましたんですけど、是非ともまた落成式のときにはご招待願いたいと思います。

町長、それで一つお願いしたいと思っておりますけど、平成 17 年の 3 月に合併されました。その以前に、合併協議会ということで 3 町の、旧の 3 町の町長並びに議員さん方も協議会に参加し、その方向で現在へ進んでいるわけでありまして、是非とも 3 町の町長、並びに当時の議員の O B にもご招待のご案内を出せば、行政に関心を持っていただけますし、いろいろとその時の成果が表れると思っておりますが、その件、ご招待の件、どう考えておられますか。お願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、教育長からご答弁がありましたように、今、教育委員会内で招待について打ち合わせその他、そういうことありますので、それを見ながら議員の意見としてそれらを勘案をしながら検討をさせていただきます。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12 番（坂井幸雄議員） 是非とも、いに

しえの首長さんの知恵もありますし、議員の知恵もありますので、行政に関心を持っていただけるめでたいことでもありますので、是非ともそういう方向にお願いしたいと思いません。

次に、当町の小学生、中学生のアレルギーの件で、食物アレルギーの件ですが、今、保育所にはそういう対応をしておられますが、その次に明細などは引き続いてやっていただきたいと思えます。それはそれでいいんですけど、22名の方という話をお聞きしましたので、都会では一つアレルギーということで悲しいこともありますので、是非とも細心の注意を払って、せっかくの給食センターができましたので、その対応ということで先生方並びに個々の対応ということで、是非とも注意を払っていただきたいと思えます。

それはそれでよろしいんですけど、その次には、1クラスの学級は先ほどお聞きしましたんですけど、中学校では1年、2年、3年で15教室、また少数教室もあります。これに対応する先生方の対応というのはどのように考えておられるのか。町長、校長、教頭、それ以外の教諭、並びに支援事業者の対応というのはどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思えます。

とにかく立派な学校でありますし広いので、是非とも指導者も沢山おられた方が目が届くと思えますので、その点お聞かせ願いたいと思えます。教諭と支援者の件です。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、ご質問をいただいた件ですけれども、統合中学校は15クラス、プラス特別支援学級2で17クラスとなります。県費負担の教職員については、県の方で基準が決まっております、それ以上希望しても難しいというようなことでもあります。

ただ、町の状況と教育活動にやる気があるところについては、加配というのがあります

て、私たちの町にも今、いろんな加配を申し込んで、そして新年度、町内に何人かプラスの先生をつけていただくような内定といえますか、そういう明るい情報も聞いているところでもあります。

それから、学習にかかわる支援員の件ですけれども、これにつきましても、私たちは日頃の子供たちの学習がスムーズに行くように、できる範囲内で人数を沢山配置をしまして、しっかりとした学習が進むようにということを考えております。

平成24年度、今年度を決して下回らないような支援員の配置を行いまして、教育活動に力を入れていきたいというように思っているところです。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 先生方の配置を是非ともよろしくお願いします。といいますのは、平成16年からゆとり教育が新学習要綱の指導であったわけですが、最近、安倍政権では教育再生実行会議ということで、ゆとり教育から元へ戻すような方針がとられておるわけですが、その点、ゆとり教育から以前の教育に変わるような体制が報じられておるわけですが、その点、これからの将来の教育ですけど、どのような方向に変わっていかれるか。考えがあったらお教え願いたいと思えます。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、ゆとり教育の問題について出されました。

学習指導要領が改定になりまして、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度、今年度から新しい学習指導要領のもので教育活動が進められております。その一番大きな中身は、授業時数を増やす。言い換えればゆとりの部分がなくなっていくという、そういうことなんですけれども、例えば小学校1、2年生では、週2時間の時数が増えることとなります。それから小学校の3年

から6年までには、週1時間の授業が増えることとなります。中学校でも教える、指導する内容がうんと増えました。それに伴って教科の時数も大きく増えました。

私たちは、個人的には、小学校、中学校の段階では、授業の時数が多い方が今後の教育に有効に働くなというように思います。ゆとりの教育、ゆとり教育と言われましたけれども、なかなかそのゆとり部分を効果的に活用することができなかった、そういうことを受けての学校での授業の充実、それから指導内容を増やして力をつけていくという大きな流れになってきたのかなあというように思います。

ゆとりよりも詰め込みということになりますと言葉があれですけども、一小学校、中学校時代はしっかりと授業をして鍛えていくというのが、将来の人間づくりの面から見ますと大きくプラスになるのかなあというように思っています。私個人としては、いいように変わったなあというように思っているところです。以上です。

○議長(岩井礼二議員) 坂井議員

○12番(坂井幸雄議員) ゆとり教育から方向転換であるわけですが、是非とも教える人員もお願いして対応していただきたいと思います。

もう1点だけお願いしたいんですけど、安倍カラーでは、教育再生実行会議では、道德教育を週に1時間程度取り組むという新聞報道がありますが、その点、取り入れられる時間帯があるかないか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(岩井礼二議員) 池島教育長

○池島憲雄教育長 道德の授業に関するご質問でありました。

小学校におきまして中学校におきまして、1週間の授業時数、枠内時数の総量というのは決まっております、私たちの町だけこの教科の授業を増やしていくというよう

な、そういう弾力的な運用はなかなか難しい面があります。1日に6時間の時数を増やして、中能登町は1日に7時間の授業をやるよということにもなれば、極めて弾力的な方向がとれるわけですけども、今、道德教育は非常に大事です。ただ、私たちの町は道德の授業を週これまで1時間であったのを2時間に増やすというような、そういう大きな変化についてはなかなかやりにくいなというようにも思います。ただ、鹿島中学校は非常に道德教育に力を入れて、ここ2年間、地域の人たちと一緒に考える道德の授業の研究をして、素晴らしい成果をあげてくれました。新しい中学校でもその方向はきちっと受け継いで、地域の人たちとともに学校生活、自分の生活、道徳的なことを考える、そういう授業が継続できたらいいなあというようにも思っているところです。以上です。

○議長(岩井礼二議員) 坂井議員

○12番(坂井幸雄議員) 是非とも、ゆとり教育からの方向転換ということで対応していただきたいと思います。

次に、先ほどちょっとお願いしておりました、除草をちょっと土砂の撤去ということでお願いしたいと思います。ちょっと思い違いをしました。

○議長(岩井礼二議員) 今の質問、除草についてということによって要旨にのっとっておりますので許します。その先の質問については、少し謹んでいただきたいと思いましたが、これから気をつけてください。

○12番(坂井幸雄議員) これで終わります。

統合中学校の横を流れる長曾川の中州の土砂の撤去でございます。

今、統合中学校の横を流れる8号排水は国土交通省の配慮をもってきれいに整備されております。今までは「つばさ」の施設も大水の時には水を浸かったりして、それは解消されたわけですが、今、統合中学校の

前を流れる長曾川の中州です。中州の土砂の撤去ということで、これは町当局ではございませんが、中能登土木事務所の管轄でございますが、景観の関係もありまして、その土砂の撤去ということでお願いできないかなということでもあります。

最近では県でも公共事業で1,238億円ということで計上してあります。そのうちに河川敷の土石排除ということで、130箇所ということで盛り込んでおりますが、その事業の一つのられないかなということでもありますので、その点どうか、のられるかのられないか要望したいと思います。お願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 長曾川は今、坂井議員も来られましたように、県の二級河川であり、その維持管理は石川県が行っております。

県では、平成20年度に、また、昨年度より統合中学校の建設地付近から上流側へ順次、堆積土砂の除去を行っております。

更に、国の緊急経済対策への対応として、補正予算により県道の良川・磯部線、濁川中橋付近から国道159号、長曾川橋までの間の堆積土砂を除去をする予定とのことでもあります。

しかし、長曾川の現況を確認いたしますと、統合中学校建設付近から上流側では、既に土砂が堆積をしていることから、県に対して補正予算での実施予定箇所を変更をしていただき、統合中学校建設付近から、再度行っていただくようお願いをしているところであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 是非ともよろしくお願いいたします。これで終わります。

○議長（岩井礼二議員） ここで、昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番 古玉栄治議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

私は、通学費補助について質問いたします。

2月12日、統合中学校建設委員会の中での資料を見ていましたら、地図に、鹿島郡中能登町の地図に半径3.3キロの円を描いて、その半径3.3キロ、内側、外側、助成の対象になっていると聞いております。こういう半径3.3キロ、おおむね3.3キロなんですけれども、こういう縛りをつけるのではなく、中能登町の子供たち全員が助成を受けられるような方法はないのか。例えば、子供の保険料、健康保険ですよね。こういうのは年齢制限という形になっております。中学校卒業するまで。あるいは、小さな子供たちには、子供たち全員へねという形、またお年寄りにはお年寄りでやっぱり全てが年齢という形になっていて、特定の人たち、距離的なもので縛るような助成とか補助金というものはないのではないかなと思います。

そういうことを考えると、これからの中能登町を背負っていただく子供たちに、やはりそういう区別をするのではなく、全員が助成を受けられるような対策はとれないか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、通学費補助についてのご質問をいただきました。

中能登中学校生徒の通学費補助に関する条例改正では、補助対象の距離を従前の距離としています。できるだけ保護者の負担を軽くし、公共交通機関の種類によって保護者負担の差が出ないように配慮をしてみました。

これによりまして、鹿島地区の路線バス利用の保護者負担は、大幅に軽減されることになりました。また、地域の公共交通機関を利用することによって、地域の足を守ることも期待されるところであります。

今ほど、古玉議員が言われました、「公共交通機関の利用希望者全員に補助を」ということになりますと、公共性の観点からすれば非常に良いかもしれませんが、財源の問題や保護者の負担額の問題、それから、歩かないことによる体力の低下といえますか、「頑張って歩くんだ」というような、そういう点からも考えますと、課題が多いのかなあというように思っています。一応、私たちの方で手順を踏んで協議をして決定をさせていただいたことであります。是非、ご理解をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（岩井礼二議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） それでは、先ほど言いましたこの中能登町の地図の中に円を描いて、この円の中に入っている地域、入っていない地域とこう色分けしてあるんですよ。その中に、例えば、当時いただいた資料なんですけれども、おおむね4キロ、かっこして3.3メートルになっとなるけど多分キロだと思います。超える地区という形で地区名が入っております。この中に3.3キロの円の外にある地区もあるのですけれども、この中に入っていない地区というのはありますが、これはどういうふうにされたのでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 私たちはいろいろと検討をする段階におきまして、今ほど言われましたように3.3kmの円を描いて検討を進めてまいりました。これは旧鹿島町における小学校への補助の基準でありましたので、それを踏襲といいますか、それを受け継いだ形であります。それによりまして、地域ごとに、地域で、地域の中心が3.3キロ、あるいは、半分

近くが3.3キロに入っているような所は、まとめてその地域全体を補助対象にということにも配慮をしてきたつもりです。ただ、ある地域のほんのわずか、ほんの一部がかかったとしても、それはご理解をいただいて、補助対象にはしなかったわけですけども、是非ご理解をいただきたいなど。どこかで境界を設けないと難しい問題であったなあというように思います。そういうようにして決めてまいりました。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） それでは、私、ざっくばらんに地域名も入れて説明したいと思います。実はこれ、少し大きく、300倍にしたんですよ。そしたら久江地区、一番端になるんですけれども、大体半分くらいしか入っていないのではないかなと思います。この円の内側に半分、外側に半分というような形で、そこはまずどうなるのか。全体が久江地区という形に入っているとみなされるのか。

その次、実はこれもまたあれなんですけれども、これは越路地区の図面であります。教育長のおいでる二宮あおば台、この図面からいくとほとんどが抜けているんですね。唯一入っているのがあおば台にあります公民館ですか、あれから七尾寄り、サンコーポラスですか、あの地域が入っていて、それ以前の新しく建てられた方はほとんど入っていないですよ、この図面からいくとね。

そして、実は私も徳前なんですけれども、徳前でも二宮と芹川の間、旧国道、大体あの辺は全て3.3キロから以上あるんです。3.5～6キロあるんでないかなと。徳前でいいますとお寺あたしが大体この円のかかる部分かなと思います。そうしますと、やっぱり徳前はかなりの件数が入っているはずなんですよね。ところがその中に入っていない地域があります。徳前が入っていないんですね。なんか矛盾しているのではないかなと思います。

す。少ししか入っていないあおば台が入って、半分近く入っている徳前が入っていないというのは、まず何故かなという思いがします。

また、子供たちが学校へ通うときに、徳前の子供というのは、多分上の方の子供ですね、下の子供は近いですから歩くと思います。上の方の子供は、二宮のバス停から乗ると思うんです。3.3キロ以上ある場合はね。あるいは芹川かもしれないです。芹川と二宮で乗る子供たち、芹川の子供や二宮の子供は補助の対象になるけれども、徳前のそういう子供はほとんど対象にならないという。この辺に対してまず1点。

それから、先ほど久江のことを言いました。久江の半分、どうされるのか。それは多分半分入っていますから、ほとんど全額は出るんだと思います。ところが、久江の隣、水白地区、ここは対象に入っているのか、入っていないのか、いかがでしょうか。この2点について、2点というか、今までのことについて質問、答えてください。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 ただ今のご質問にお答えをします。

不十分な所は堀内課長の方から、また詳しく説明をしてもらいます。

補助対象、基本的には3.3km、これは鹿島町時代の基準をそのまま受け継いでまいりました。しかも久江のように、ある部分は3.3の中に入る。ある部分は3.3の外に入る。そういうようなことの場合には、おおむねその地区の中心、そして地域にしても半分ほど、半分以上は入っていくのかなあという地域については、弾力的に補助対象の範囲に入れさせていただきました。今ほどお話にありました徳前についても、補助対象の中に入れさせていただきました。

それから、中央付近といいましても、これは実際に歩いてというよりも、道のりにいっ

た時の話で、地図上で定規で測ったというわけではありません。ほぼ中心からいった場合に順ぐりに道のりをたどっていくと3.3とか3.4とかということで決めさせていただきました。できるだけ範囲が補助対象の中に入るようにということを最大限配慮して決めさせていただきました。

あと水白については、ちょっと詳しいことは分かりませんので、堀内課長の方から説明をしていただきます。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 結論的に言いますと、水白地区は補助対象から外れる区域になります。従来の3.3キロということをやっぱり踏襲した条例改正となっております。従来も水白地区は入っていないという区域になっています。

それから、現在の鹿島中学校からの距離と中能登中学校からの距離については、水白地区から金沢側については距離は変わらないような状況でございますので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 私、なぜ水白を言ったかと言いますと、バスに乗って高島、久江地区の方から中学校の場合通ってきますと、全てのバスが、バスは一緒ですから、芹川から左折するんですね。ですから、水白から乗ろうが小竹から乗ろうが井田から乗ろうが、全てそのルートは芹川まで来るといことなんです。だから同じ距離、水白と久江の差というのはほんの僅かな距離なんですけれども、バスに乗ったらそこを通るとコースはものすごく長くなるんですよ。そういうことを考えれば、そういう所からの子供たちも補助してあげればどうかと。というのは、水白地区、年間96,780円かかるんです、バスに乗った場合。そこが自己負担の場合は18,000円でいいと。ところが水白の人は96,780円払わなければ、年間の場合です

ね、大変大きな負担になると思うんですよ。久江地区の人は総額ですと107,130円、そこが18,000円でいいと。大変大きな負担になるということで、こういう負担を皆さんにかけないためにも、子供でどうしても歩く子供も沢山おると思います。けど、どうしてもやっぱりバスに乗らなければという子供ができたときに、その辺は負担が大きいのではないかなど。自己負担額18,000円あります。それに近い金額なら私、何も言わないんですけども、あまりにも大きな差があるということで、そういうことを考えた場合に、後ろの方で今、「歩くんじゃないか」と言われておりますけれども、歩くのなら歩くでいいですよ。けど、乗りたい人はおった場合にその人に対して、だから皆さんに負担を少なくするために補助をしてあげて、補助があろうがなかろうが子供は自分の身体を鍛えるために歩くという、それはいいことです。是非、多くの方に歩いていただきたい。けど、その中に1名でも2名でもそういう負担をしなければいけない子供に何かしてほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど言われましたけれども、心情的には全員が補助対象になって、みんなが個人負担がない方がいいなあという、そういう思いは十分あるわけですけども、やはりここは全体的な負担の問題、それから、これまで取り組んできた大きな基準にして決まりました3.3の問題、そういうようなことを基準にして考えると、これが一番妥当でないのかなど。これ以上になりますと、あとは政策的な判断が大きく出てくるのかなというようにも思います。ただ、鹿島中学校時代の補助額、個人負担の額をみますと、大幅に改善されていると思います。非常に良くなってきたなというようにも思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） それではこの当時の、その12種類の資料、4番なんですけれども、実はこの4番の資料にバス停名を書いて補助金の額を書いてあるところがあるんですね。その中には、私の今言いたい部分、鹿島庁舎で乗った場合は18,000円、自己負担金として1年間18,000円とあります。井田も実は入っている。18,000円と書いてあるんですよ。小竹も18,000円書いてある。水白はここに載っていないんですけども、そういう形で、この井田や小竹地区に対してはあるのか、ないのか。この3ページ目のこの資料には、井田や小竹地区は入っていないんですよ。地域が入っていない。ここに人数を調査した資料なんですけれども、その資料には井田、小竹、鹿島庁舎、これに対しては自己負担金18,000円入っているんですけども、何かもらっている資料が私に言わせればバラバラな資料だなと。こういう資料を出されて、今の話していること自体が私は大きな問題ではないかなと思うんです。こういう曖昧な資料を出されるんだったら、先ほど言いましたように、やはり子供たちのことを思ってね、出していただきたいな。

なぜならば、例えば、鹿島庁舎の前で乗ります。鹿島庁舎の前で乗るのは芹川の子供も乗りますし井田の子供も乗ります。芹川の子供は井田の庁舎前で乗れば当然補助があるんです。これからいくとないんですよ。この表からいくと。同じバス停から乗って同じ地域、井田と芹川でも差があるんです。それで3.3キロはぎりぎりなんですよ。先ほどから3.3キロ、3.3キロと言っていますけれども、これはおおむねという大きな枠なんですよ。大体ということだと、おおむねというのは。私ちょっと調べました。大体3.3キロ、大体で補助、助成を打ち切られたり助成されたりとするのは、やはりよくないのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 古玉議員の再質問にお答えいたします。

鹿島庁舎とかその井田、それから芹川のバス停の所につきましては、教育委員会の説明ができるだけ分かりやすいように、他の地区とも比較できるようにという意味合いで載せたもので、そこについては補助対象となっていないということで数字の欄が空白になるということでございます。以上です。

○議長(岩井礼二議員) 古玉議員

○8番(古玉栄治議員) 今ほどこの鹿島庁舎の所、この4番目の、課長、資料見てください。4番目。この資料では1年間通学定期券のところ、鹿島庁舎69,120円、1年間自己負担金額18,000円、1年間町補助金額51,120円と、はっきりこう書いてあるんですよ。自己負担額が。実は井田も小竹も入っているんですよ。だから井田や小竹、入っていない部分がそういうものに、表に書いてある。何かおかしくはないでしょうか。これは、例えば、久江の子がここから乗るということなんですか。芹川の子がここから乗るということなんですか。井田や小竹の場合。この資料、お持ちですよ。お宅が作ったものですから。それについて説明をお願いします。

○議長(岩井礼二議員) 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 それは補助対象にもしていないのに、そういう地域の具体的な数字を書いているということについておっしゃっているというわけで、それについてはこちらの方でできるだけ分かりやすいようにということで掲載したわけなんですけれど、誤解を招いたということでお詫びを申し上げます。

補助対象地域については、別の資料で地域ごとに地区名を書いているものをお渡ししたかと思っておりますので、それでご理解をお願いしたいと思います。

○議長(岩井礼二議員) 古玉議員

○8番(古玉栄治議員) 今、この資料で、どの資料がっているのか、どの資料が間違っているのか。何か訳の分からないことをここで話しているんですよ。

私そこで、これは町長にお願いしたいんですけども、これからの中能登町の子供、町を背負ってくれる子供です。その子供たちに今のような、こんな訳の分からんような資料で説明するよりも、バスにどうしても乗りたい、乗らなければいけない。時期があると思うんですよ。普段はないと思うんですけども、この冬の時期、どうしても遠くて除雪の関係、除雪の体制も私は聞きたいですよ。中学校へ行くまでに歩道の全てを除雪できるのか。これ言いますと、多分不可能だと思います。ありとあらゆる通学路、補助するということは。そういう場合に、そういう子供たちが安心して通えるように、やはりできるだけ多くの子供に、いや、できるだけでなく、全員がもし乗りたいならば助成できるような方法はないのかなど。それは条例改正、あるいはいろいろな形でできると思うんですけども、今すぐに、今この中に人数的なものを言いますと、今の地域から乗ることにはなっておりません。多分、大きく乗るとするのは冬の時期でないかなと思います。そういう冬の時期に子供たちが安心して通えるような体制づくりを町の方は積極的にやっただけないかと思いますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議長(岩井礼二議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これにつきましては、教育委員会がいろいろと調べて皆さんにお見せしたわけでありまして、今言われるように、冬、あるいはまた身障者の方であったり、いろんな方がおいでだと思います。そういう中でよく検討しながら、運営面についてもよくもう一度、そんな方々についてもちゃんとやっていきたいと、そう思います。ここにこうあったからこの内側は絶対、これ以上

絶対とこういうことではなく、それぞれの、一人一人の対応をしてみたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど町長の方からいい返事ではなかったかなと思います。私、先ほどからこの地図に円を描くという、この地図の円というのは、皆さん一番よく知っているのは今の原発の問題ではないかなと。ここで、何か変な括り方でなくてね、何か地図に円を描いてここから内だの外だのと言うのは寂しいんですよ。こういう寂しい思いを子供たち、あるいは町民の皆さんにさせないためにもこういうものではなく、しっかりとね、距離なり何なり、距離はなくして、できるだけみんな多くの人に補助して、助成してほしいと思います。以上で終わります。

○議長（岩井礼二議員） 続きまして、次に2番 笹川議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） それでは通告に従い、今定例会では5つの質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問、食物アレルギーへの対応についてお聞きいたします。

昨年12月に東京調布市の小学校で女子児童が給食が原因とされる食物アレルギーの重篤な症状、アナフィラキシーショックで亡くなった問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われております。再発防止に向け文科省も取り組み、強化に乗り出したところでもあります。食物アレルギーへの対応としては、アレルギーを引き起こす食材を除いた除去食を給食に提供する自治体が増えているとのことですが、当町の対応はどのようになっているのでしょうか。中能登町学校給食センターの対応は、先ほど坂井議員の質問で答弁をいただきましたので、町内の保育施設での対応をお聞かせください。

また、アレルギー疾患がある子供への対応指針をまとめたガイドラインが小中学校、幼稚園向け、そして保育所向けにそれぞれ作られております。ガイドラインでは、子供のアレルギー情報と対応を学校や保育所の教職員など、関係者全員が共有し、緊急時にはショック症状を和らげる自己注射薬「エピペン」を本人に代わって教職員、保育職員が使用するなどの対応も促しています。しかし現状では、ガイドラインが十分に活用されているとは言えない実態だとのことですが、当町における関係者への研修は実施されているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 保育施設での食物アレルギーへの対応についての質問にお答えをいたします。

現在、保育園においては、平成23年3月に厚生労働省が作成をした「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、栄養士・調理師・保育士等が個々の具体的な対処方法や取り組み方を共通理解するとともに、保護者も含め関係機関が連携をしながら、食物アレルギーによる事故防止に取り組んでいるところであります。

保育園における給食は、子供の発育、発達段階を考慮し、安全・安心であることはもちろんのこと、栄養面が確保され、美味しく、楽しく食べられるようにすべきであると考えています。

保育園児の対象年齢は、0歳から6歳児と年齢幅が広く、食物アレルギーをもったお子さんの症状も様々であるため、入園の際には保護者から医師の指示、診断書の提示を受けて、アレルギー疾患が疑われるときには、どの医療機関を受診するかなど、具体的に保護者と十分協議をし、個々に適した除去食、及び代替食の提供を行っています。

また、緊急時の対応としては、事前に保護者と話し合いのうえ、対処方法を決めていま

すが、全職員が共通の認識を持っていることが必要であり、特に誤食をおこさないよう園内のミーティングを周知を徹底をしているところであります。

次に、保育士の研修については、アレルギー疾患への対応は専門性が高く、緊急を要することも多いことから、職員は常に新しいアレルギーへの対処方法や知識の修得を図っていかなければならないと考えています。

県や医師会等で開催する保育、保健分野での研修を通して、知識と技術の修得を図れるように努めていると考えております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今回の調布市の事故では、おかわりの際のチェック体制の甘さが指摘されておりますが、このおかわりは、どう対応されているのでしょうか。保育施設、また、各小中学校の対応を、それから、これから実施されます中能登給食センターでの対応をお聞かせ願います。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 おかわりについてのご質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、原則、おかわりというものはしていない。全部配送されたものを配り切るというような形にしております。ただ、生徒間でそれをやりとりしとることは、もしかしたらあるのではないかなというふうに考えます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 大森住民福祉課長

〔大森一義参事兼住民福祉課長登壇〕

○大森一義参事兼住民福祉課長 保育所におきましても、当初、町長も答弁もさしあげましたが、入園の際、そういった形で医師の診断書に基づくきちとした食事の対応をしておるところでございます。ただ、心配をしておるのは、例えば「おやつ」なんかがあります。そういうおやつの際に友だち同士で、例えばあげっこをしたりとか、そういったこと

がちよっと懸念はされますが、それは職員一同、十分注意をして徹底をしとるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 先ほど、保育施設での研修の対応をお聞かせ、答弁いただきましたが、今回、調布市の事例では学校側が「エピペン」を打つタイミングが遅れたことも指摘をされております。この「エピペン」の使用がためらわれないよう、いつでも対応できるよう、万全を期していくことが求められます。適切な対応ができるよう、専門医による研修を是非、積極的に実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 食物アレルギーの子供がいない学校はありません。児童生徒にも肝臓病とか糖尿病の子供がいますと同じように、食物アレルギーの子は必ずといっていいほど小中学校にはおります。決してその子たちが肩身の狭い、そういう思いをしないように、そして周りの子がそういうアレルギーを持った子供たちをしっかりと理解をして、お互いに助け合っていこうというような、そういう教室、学校での指導、これも大事なかなと思いますし、新しく統合中学校が開校するのを機に、アレルギーに対する対応の仕方についても学校をあげて研修をする必要があるなあとというようなことを痛感しています。間違いなくそれぞれの学校で研修を今一度ねんごろにやりながら、アレルギーの子供たちへの対応をしていきたいなというように思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 大森住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 今、小学校、保育園とおしまして、例えば、今言われたようなショック時の時には、教師なりまた保育士がそういった医療行為にあたる行為であります。保護者に代わって注射を打つと

いうことは医師法にも反しないというような見解も出ておるところでございますが、じゃあ町として、「じゃあ、それではすぐ」ということではなくて、その辺を十分また内部でも検討しながら県等の会合、研修等もありますので、そういった場も含めましていろいろ意見を出して、また今後の対応にあたっていききたいということは思っております。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今回のこの東京の事例は、学校や保育所の教職員全員の共通理解があってこそ適切な対応ができます。そのためにも関係者全員が共有できる研修のあり方を、是非考えていっていただきたいと思えます。また、アレルギー疾患のある子供に対し、いじめ問題が起きないような教育指導も重要であります。そのためにも、子供たちも食物アレルギーについて理解を深める学習は、今回の対応策の一環としてとても大切だと思えます。食育の中で取り組むなどして、児童生徒の学習の場を是非もっていただきたいと思えます。この点に関し、池島教育長、いかがでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 アレルギー対応の生徒に対する対応、あるいはアレルギーの問題についてはこれまでも折に触れて学年集会、全校集会、あるいは給食時のときに栄養教員といえますか栄養士の先生方の方からも話をいただいているところです。非常に大きな問題でもありますし、場合によっては命にもかかわる問題でもありますので、新年度、きちっとどこの学校でも正式にこういう問題については子供たちにも、もちろん教職員の研修の中においてもしっかりとやっていくようお願いをしていきたいというように思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 先ほど、坂井議員の質問の中で、小中学校では食物アレルギー

対応の食事が必要な子供は現在 22 名になるということですが、保育所の方ではどのくらいおられるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（岩井礼二議員） 大森住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 笹川議員の再質問にお答えをいたします。

今、2月末現在であります。全園児数が 779 名おられます。そのうち、こういったアレルギーをもっておいでるお子さんは 41 名おいでます。全体の 5% というふうな状況でございます。

今、議員ご指摘でありました注射の関係、そういった形に該当するような園児は現在のところおいでません。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 食物アレルギーの子供は増加傾向にあると思えます。子供たちが安心して学校生活を送れるよう、また保育を受けることができるよう、町として再発防止に向け全力をあげていただけますようよろしくお願いをいたします。

それでは 2 つ目の質問に移ります。

学校図書館の積極的な活用推進についてお聞きいたします。

いよいよ 4 月、中能登中学校が開校となります。そして、鹿島地区での統合小学校の建設も間近となってまいりました。私たち議会も、これまで県内外の様々な学校を視察してまいりました。その中で、図書館の存在はとても重要だということを再認識させられました。一歩足を踏み込んだとたんワクワクする、何か読んでみたい、ずっと居たいと思わせる素敵な図書館が沢山ありました。そこには必ず専任の司書が常在をしております。

長崎県諫早市では、今年度 2 学期から市内 42 の小中学校全てに学校図書館運営支援員を配置をしております。以前は 4 人の専任司書で巡回しており、体制の拡充が望まれてお

りました。運営支援員は専任司書や教員免許所持者、図書館勤務経験者等 42 人、1 人 1 校を受け持ちます。担当教諭と連携し、読書に興味を持つような設営や図書案内などの読書環境の整備、読み聞かせなどの読書活動などに取り組んでいます。図書館の雰囲気が一変し、訪れる児童が増加、貸し出し冊数も増えたと支援員の効果が高く評価されております。

学校図書館は、本が置いてある書庫の機能だけでなく、子供たちのオアシスにもなるよう心がけています。更に子供たちの相談も聞いてあげられる支援員にと、運営支援員の皆さんも大変意欲を持って取り組まれています。

私はこれまでに、「各校に 1 人の専任司書の配置を」と何度かお願いをしてまいりました。専任司書にとらわれず、諫早市のように運営支援員として各校に 1 人配置する取り組みはできないでしょうか。諫早市では支援員は 1 日 4 時間の勤務です。

中能登中学校の開校にあわせ、是非、当町においても実現をしていただきたいと思えます。杉本町長の見解をお聞かせください。

○議長(岩井礼二議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これにつきましては、教育長の方から説明いたします。

○議長(岩井礼二議員) 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、学校図書館の充実ということでご質問をいただきました。

平成 24 年度ですけれども、3 つの中学校の図書館を統合中学校へ移管するということが大変な作業がありました。従いまして、国の交付金なども活用して、司書資格を持った方 3 人をお願いをして対応をしてきたところです。

平成 25 年度につきましては、中学校が 1 校、それから小学校が 5 校、合わせて 6 校ということですので、司書資格を持っておられる方 2 名をお願いしまして、2 名で町内の小中学校の図書館の運営をやっていただこうと

いうように思っています。

もちろん、読み聞かせとか読書指導とか、読書の重要性というものにつきましては、学校の先生方も折に触れて子供たちに指導をしているところです。読書の時間もありますし、学校では読書指導の指定研究というものもあたっておられて、そういう意味では読書指導は町内の学校、小中ともかなりレベルアップしてきているんじゃないかなあというように思っています。司書、各学校に 1 名ずつということであれば理想的なわけですけども、なかなかそういうようなところに一度にいくということは難しいことかなあというようにも思います。徐々にそういう理想の状態に近づけばいいな、近づけていきたいなあというように思っています。以上です。

○議長(岩井礼二議員) 笹川議員

○2 番(笹川広美議員) 今の答弁からしますと、3 名おいでた司書が 2 名に減ったということで、後退をされた現状がすごく残念でなりません。是非ともこの運営支援員という形でもよろしいので、是非、増やしていく方向に積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

現在、全国 2 万 7,500 校を超す学校で実施されている朝の読書。この朝読も全国へ広げた仕掛人の大塚恵美子理事長は、「朝読は国語の授業の延長にあるものではなく、個々別々の生徒の心に寄り添い、特に家庭の問題などの悩みや苦しみを抱える子に手を差し伸べる生徒指導のためにやりました。また、本を通じて励ますのが一番分かりやすいのです。本は生徒が自分の力で生きていくための支えになります」と力説されております。

この 3 月は、あの東日本大震災から 2 年を迎えます。今、被災地の小中学校に図書の贈呈運動が活発に行われております。仮設校舎や高校に間借りしながら学校生活を送る子供たちにとっては大変大きな喜びです。子供た

ちは本を渴望しております。辛いことや迷いに直面した時、良い本と出会えば大きな助けになります。読書には時間と空間を超えて人と人をつなぐ力があります。読書ははじめや自殺の問題への処方箋でもあります。今こそ子供たちの読書環境、読書運動への取り組みが必要とされている時はないと思います。是非ともこの図書支援員、しっかりと増やして積極的に取り組みを開始していただきたいと念願しております。よろしく願いをいたします。

それでは、3つ目の質問、胃がん撲滅に向けてお聞きいたします。

先日、2月21日からピロリ菌が原因の慢性胃炎の除菌治療にも健康保険が適用されることとなりました。胃炎段階から除菌することで胃がん予防につながると大きな期待が寄せられております。これまでは胃炎の治療としてピロリ菌を除菌すると全額自己負担で数万円と高額でした。今回の保険適用により、3割負担の人で6,000円前後で済みます。

日本では毎年12万人近くの方が胃がんと診断され、年間5万人の方が亡くなっております。胃がんはがんの死因では肺がんに次いで第2位です。50歳以上の日本人の45%前後がピロリ菌に感染しているとされ、ピロリ菌が胃がんの発がん因子であることが分かっております。ピロリ菌の除菌に胃がんの予防効果が高いことは明らかです。一刻も早く胃がん検診にピロリ菌検査を追加し、早期発見、除菌を行うことが肝要です。

当町におきましても、是非、ピロリ菌検査を胃がん検診の中に取り入れていくべきだと思いますがいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 胃がん撲滅に向けて、ピロリ菌検査の普及推進についてというご質問にお答えをいたします。

現在、中能登町では、集団の胃がん検診と

して、40歳以上の方を対象にバリウム検査を、また60歳以上の希望者には高齢になると発病しやすい前がん状態の「慢性萎縮性胃炎」を発見できるペプシノゲン検査を併用して受けられる体制を整え、胃がん検診を実施をいたしております。

また、バリウム検査を受けられない方には、指定医療機関での胃カメラによる検診も行っております。

この胃カメラ検診は、石川県内では当町を含む4市町のみで実施をしているところであります。

これらの検診の結果、精密検査が必要な場合、医療機関で精密検査を受けていただき、精密検査の結果、「胃潰瘍」や「慢性胃炎」の場合、医師がピロリ菌検査を行い、ピロリ菌が存在すれば除菌治療を行っているのが現状であります。

胃カメラによる胃がん検診は、中能登町・七尾市の胃腸科専門の12医療機関が指定となり、検診を行っております。

また、その検診の精度を高めるため、年に数回、指定医療機関の医師が集まり、「胃がん検診検討会」を実施もしているところであります。

今回ご質問をいただきました「ピロリ菌検査の普及推進」につきましては、「胃がん検診検討会」においてご意見を頂戴しながら、ピロリ菌検査が検診に導入することが望ましいのか、現行の検診後の精密検査として実施するのが望ましいのか等、議論を深め、胃がん撲滅に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今後、このピロリ菌検査が当町に導入された際であります、女性がん検診でも受診率の向上に大きな効果をもたらしております、一定年齢を対象にした検診無料クーポンの発行は大変有効かと考えられます。受診推進に向け取り入れていた

だきたいと思いますが、この点に関していかがでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（岩井礼二議員） 吉田保健環境課長
〔吉田外喜夫保健環境課長登壇〕

○吉田外喜夫保健環境課長 笹川議員の再質問でございますけれども、クーポン券を発券して推進すればということですが、今までのデータ等もございます。町といたしましては、先ほど町長からもありましたように、胃潰瘍や慢性胃炎等の診断を受けた方々に優先してですね、そういう健康指導ということでピロリ菌検査等を受けてくれと、いただきたいというような健康指導を行っているのが現状であります。

また、クーポン券等も発行するというような施策も今後考えていきたいと思いますが、どちらにしてもデータ等、また今年もそういう健康診断がございますので、そのときにまた受診される方の選定といいますか、相談を受けて推進を進めていきたいという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 中能登町が胃がん撲滅へ向けての大きな一歩を力強く踏み出していただけることを期待をしております。

それでは4つ目の質問、地域防災力の強化についてお聞きいたします。

当町には、現在26名の防災士がおられます。中には全国に出向き災害ボランティアとして積極的に活躍されているという方もおられますが、せっかく取得された知識や技術が活かされないままになっている方がほとんどであります。

中能登町の地域を守り、住民の命を守る力として、防災士が十分に役割を果たせる取り組みが急務です。まずは各自主防災組織を牽引するリーダーとして、防災士の増員が必要不可欠です。そして、東日本大震災でも明らかになりましたが、防災・減災には生活の視

点、介護、子育ての視点を持ち、細やかな心くばりができる女性力が重要です。

現在、防災士26名中、女性防災士は2名です。更に女性の拡充を積極的に推進すべきであります。今後の中能登町の防災士の拡充計画をお聞かせください。

そして、防災士がその使命を十分に果たせるために、防災士連絡協議会の設立が求められています。協議会では、会員相互の交流を図りながら町会自主防災組織、各種団体等と行政と連携をし、地域に根ざした活動に取り組み、地域の防災・減災に関する知識や技術の向上に努めることができます。防災士連絡協議会の設立に対し、杉本町長の見解を求めます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 地域防災力の強化についての質問にお答えをいたします。

まず、防災士の拡充についてであります。災害時における初動対応が最も重要視される中、防災士の活動が地域住民の安全と被害の軽減を図るためにも不可欠であると考えております。

また、防災士それぞれが多種多様な経験を積み、知識と技能を高めて地区の自主防災組織と連携を深めていくことも大変重要となります。

そうした中、町が育成をした防災士は17名であります。自主取得者が9名で、合わせて26名の方々が地域防災士として日々活動をされております。

そのうち、今年度には2名の方が当町初の女性防災士となり、その活動内容についてもケーブルテレビ放送の特別番組で紹介をさせていただいたところであります。

また、県内全域で防災士の数をみますと、今年度までに資格を有した方は約1,500名おいでます。

石川県では、防災士育成の目標として、平成28年度までに、倍増の3,000人とし、そ

のうち女性防災士を1割としたいとしております。

当町においても、県と足並みを揃えて、毎年5名程度が資格を取得できるよう、防災士の資格取得にかかる経費の予算を計上をして、育成事業に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、地域防災に熱意がある防災士の育成を継続するとともに、女性防災士の育成にも力を入れ、各地区1名を目標に防災士の拡充を図ります。

また、それぞれの地域で活動支援も行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、防災士連絡協議会の設立についての質問ですが、防災士の活動の拠点は、災害が発生した際や平時において地域のリーダー的な存在であることから、それぞれの地区となります。そのことから、地区自主防災組織との連携をとり、住民意識の高揚や啓蒙・普及活動、地区での防災情報の共有を図るなど、共通意識を持つことが必要となります。

このことから、当面は、各地区の自主防災組織の皆様方と行動を共にしていただき、地域防災力の強化に向けた取り組みを進めていただければと考えております。

なお、県内自治体で協議会設置状況については、加賀市、能美市、内灘町が設置しておりますが、当町での協議会設立については、今一度検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） これから検討していただけるということなので、またしっかりと防災力強化に向けて、防災士連絡協議会設立に向けて取り組みを開始していただきたいと願っております。

それでは最後の質問です。男女共同参画社

会の推進についてお聞きいたします。

先日、日本の企業17社がなでしこ銘柄として選定されたと話題を呼びました。東京証券取引所が管理職に占める女性の比率の高さや育児支援ぶりなどを基準に、一部上場企業をなでしこ銘柄として選定したものです。経済産業省との共同企画です。個人投資家に取り引きの際に参考にしてもらうとともに、企業側に女性の活用を促す狙いがあります。

2009年報告の日本のジェンダーエンパワメント測定、GEMの国際ランクは109か国中57位と、先進国でありながらも極めて低い現状です。女性が力をつけ意志決定の場でその力を発揮することは、単に女性の地位向上にとどまらず、新しいビジョンや価値観をつくることでもあります。新しい世界の構築につながることを期待されております。

当町におきましても、男女共同参画社会の実現に向け、中能登町男女共同参画行動計画が平成23年から27年の5カ年計画として策定をされております。計画の実施から2年となりますが、男女共同参画の進み具合を示す意志決定の場への女性の参画はどういった状態でしょうか。具体的取り組み状況とその成果をお聞かせ願います。

昨年、「女性は日本を救えるか」とのリポートを出したIMFのダガルド専務理事が来日され、「女性の社会参加が日本再生の鍵である」と力強く語られました。また、日本全国でまちおこしや地域の活性化の担い手として活躍しているのは女性の皆さんです。女子力が注目されております。

中能登町にも優秀な女性の力が沢山あります。中能登の女性は少し控えめなところがありますが、家庭にとって地域にとって、そして町にとって大切な力です。この女性の力が存分に発揮できることが中能登の大きな発展につながるものと確信しております。

逆に、中能登にいたんじゃ自分のキャリアを活かすことができないと、中でも行政を担

う優秀な人材の流出は懸念されます。女性が生き生きと活躍できる町には人材も集まります。

この3月、3期目の町政運営を目指される杉本町長には、女性の力が発揮できる町政運営を要に掲げ、是非、頑張ってくださいと念願をしておりますが、ご所見をお聞かせください。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 男女共同参画社会の推進についてお答えをいたします。

まず、意志決定の場への女性の参画促進へ向けて取り組んでいる状況と成果ということですが、国では全国の市区町村を対象に、毎年4月1日現在で男女共同参画や、女性の登用状況などの調査を行っております。

昨年の調査結果を申し上げますと、町が法律に基づいて設置をした審議会の数は16、うち女性委員のいるものは14、女性委員の割合は29.7%であります。

また、委員会については、設置数5、うち女性委員のいるものは2、女性委員の割合は5.6%であります。

まだまだ女性の割合は低いのが現状ですが、今後も女性の割合を増やすよう、関係各課に指示をしていきたいと考えております。

なお、この調査では町の職員についての調査もあわせて行われ、係長職以上に相当する役付き職員は124人、このうち、女性は41人、割合は23.9%であります。

町では一昨年、男女共同参画行動計画を策定をし、計画を具体的に進めるために23名からなる男女共同参画推進員を委嘱いたしました。

推進員の皆さんには「家事協力・コーポの日」の取り組みやアンケートの実施、啓発用紙芝居の制作・上演など、積極的に啓発運動を行っていただいております。

次に、女性の力を発揮できる町政運営についてのご質問についてお答えをいたします。

男女共同参画社会を推進するという点については、男女の差別なく、ひとりの人間としての能力を発揮できる機会を確保することは、とても大切なことであると考えています。

このことから、男女が対等で、お互いに協力をして、様々なことに取り組む必要があると考えております。

これまでも、町の各種委員会の委員を選任する際には、女性の方々へも委員の就任を依頼をしております。

また、役場での課長職では、昨年度まで、経験や年齢でふさわしい女性職員を課長職として登用をしたほか、現在も課長補佐や主査として女性職員が政策等の立案及び決定への参画もいたしております。

なお、現場職員の男性や女性を問わず、家庭生活における活動や地域活動ができるように、有給休暇の取得などの配慮をしており、役場環境の改善にも取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほど、町長から答弁をいただきましたが、5年間の行動計画、この推進の過程で、審議会というところのこの答申というのはどのように進められることになるのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

中能登町では、男女共同参画推進審議会というのが設置されております。これは今まで条例設置や行動計画を策定する際の各種団体の代表の方で構成されておりますので、それらの方の意見を聞いて行動計画等を策定してまいりました。

それで、計画ができた現在、23年度にそ

れらを具体的に実行するために推進員の方を委嘱し、行動計画の具体的な行動を行っているところであります。

今後とも、その審議会につきましては、それらの活動の内容を報告し、ご意見も聞きながら、構成団体であります、いろんな団体ありますので、これからはそういう団体への普及も含めて行っていく必要があるというふうに考えております。

これからも、基本理念であります男女が互いに尊重し合う社会づくり、男女共同参画へ向けた意識づくりが一番大事ななと思っておりますが、今その一段階だと思っております。それと男女が共に参画しやすい環境づくり、内容的には非常に企業の協力とか地区における協力とか、目指すハードルは高いものがありますが、一歩ずつ着実に進めていく必要があるというふうに思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほどの審議会ですけれども、ここでの様々な議論が、意見がまた町長の方に寄せられて、しっかりとまた町政運営の方に活かされることになると思いますので、しっかりとこの審議会の活発な審議を行い、また行動計画が着実に実行されますよう、よろしく願いをいたします。

そして、何よりも杉本町長の力強い陣頭指揮のもとで、中能登町の男女共同参画が大きく推進されることを期待をしております。これで私の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、一般質問を終結します。

最終日6日、午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時42分 散会

平成25年3月6日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

書記 土屋 哲雄

書記 水田 祥代

○議事日程(第3号)

平成25年3月6日 午後3時開議

日程第1 教育民生常任委員会委員長報告

日程第2 総務建設常任委員会委員長報告

日程第3 討論・採決

議案第8号 中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第9号 中能登町道路構造基準等を定める条例の制定について

議案第10号 中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第11号 中能登町営住宅等整備基準条例の制定について

議案第12号 中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

議案第13号 中能登町消防団に関する条例の制定について

議案第14号 中能登町立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 中能登町精神障害者医療給付金支給条例の一部を改正する条例について

議案第19号 中能登町道路占用料条例の一部を改正する条例について

- 議案第20号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第23号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第24号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第25号 平成 24 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第26号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第27号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第28号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第29号 平成 24 年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第30号 平成 25 年度中能登町一般会計予算
- 議案第31号 平成 25 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成 25 年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成 25 年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成 25 年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成 25 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第36号 平成 25 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第37号 平成 25 年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第38号 町道路線の認定について
- 議案第39号 町道路線の変更について
- 議案第40号 町道路線の廃止について
- 議案第41号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について
- 議案第42号 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入について
- 請願第 1 号 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める請願

日程第 4 中能登町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

日程第 5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

日程第1 議案第43号 工事請負契約の締結について

(平成24年度中能登町防災行政デジタル無線施設整備工事)

(提案理由説明、採決)

日程第2 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案理由説明、採決)

日程第3 同意第2号 監査委員の選任について

(提案理由説明、採決)

(追加日程2)

日程第1 発議第1号 微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書

(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（岩井礼二議員） ご苦労さまです。

ただ今の出席議員数は、14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（岩井礼二議員） 日程第1から日程第2 各常任委員会委員長報告

これより本定例議会から付託をしておりました、議案第8号から議案第42号、請願第1号の議案35件、請願1件を一括して議題とします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 甲部昭夫議員

〔教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果について、ご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案14件、請願1件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

まず、先般2月26日の本会議における議案説明の中で、執行部から議案に対する説明漏れの報告がありました。

議案第15号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

使用料の減免等については、体育施設条例施行規則第5条の使用料の減免、項目を整理し、改めて教育民生常任委員会に報告をするとの説明を受けました。

次に、審議の内容ですが、平成24年度中能登町一般会計補正予算について、民生費の児童福祉費における児童館運営費の本会議で説明のあった「母親クラブの活動内容」について説明を求めました。活動内容は「子育ての研修」「交通事故防止の啓蒙活動」「親の目から見る遊具の点検」などで、その内容に対し補助を行っているとの説明を受けました。

以上、質疑の概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案14件につきましては、議案第22号及び議案第30号の2件については賛成多数、残り12件を全会一致で可決いたしました。

また、請願1件につきましては、全会一致で採択いたしました。

なお、今回、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 次に、総務常任委員会、失礼、総務建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔総務建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（諏訪良一議員） 総務建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

今定例会から付託を受けました案件は議案23件であり、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

まず、議案第22号「平成24年度中能登町一般会計補正予算」歳出の部で、商工費の企業誘致費補助金288万円について増額補正の内容は何か、との質疑に対して、丸羽経編株式会社及び良川サイジング株式会社における設備投資及び地元雇用等の実績による補

助金の増額計上であるとの説明を受けました。

次に、「平成 25 年度予算内示書」の企業誘致事業費 48 万 1,000 円の内容は何か、加えて、企業誘致に積極的に対処する考えを問うとの質疑に対して、七尾市と中能登町で設置した経済交流促進協議会の負担金で、東海北陸や東京などで町を PR するイベントに出席するための旅費等を企業誘致事業費として計上した。

また、現在、町内 2 箇所の工業用適地はいずれも農地であり、企業誘致には様々な法的規制がある。今後、企業誘致への適地が見つければ、改めて登録していきたいとの説明を受けました。

続いて、農林水産業費「農地・水保全管理支払交付金事業費」について、補助金 505 万 8,000 円の減額理由は何か、との質疑に対して、事業実施組織が減少したことによるものである。

なお、取り下げた組織が、次年度に事業実施を要望した場合には、事業採択が可能であるとの説明をも受けました。

次に、議案第 26 号「平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算」で、公共下水道施設管理費の汚泥処理委託料 191 万 1,000 円の減額理由は何か、との質疑に対して、汚泥量の実績見込みにより減額した旨の説明を受けました。

次に、議案第 30 号「中能登町一般会計予算」総務費一般管理事業の訴訟弁護士委託料 50 万円の内容は何か、との質疑に対して、不測の事態が発生した場合の予算計上である旨の説明を受けました。

次に、議案第 37 号「平成 25 年度中能登町水道事業会計予算」水質検査委託料 338 万 5,000 円で、水質検査の内容は何か、との質疑に対して、水質検査は毎月行っており、春木及び在江浄水場における原水の水質検査を実施している。検査項目はカルシウムの濃度等であり、その他に、各家庭に配水してい

る水質の検査も行っているとの説明を受けました。

次に、議案第 42 号「石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入について」では、七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴い、七尾市、中能登町の負担金はそれぞれ単独で石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合へ納入すべきと考えるが、当町の負担金を七尾市へ委託料として納入する理由は何か、との質問に対して、事務事業の移行の中で七尾市との協議を行った結果、今回の予算計上となった旨の説明を受けました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 23 件のうち、議案第 22 号と議案第 30 号は賛成者多数で可決、残り 21 件は全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会での報告を終わります。

◎質 疑

○議長（岩井礼二議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（岩井礼二議員） 日程第 3 討論、採決

これより、上程議案、議案第 8 号から議案第 42 号まで、議案 35 件について、一括し

て討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第8号 中能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第9号 中能登町道路構造基準等を定める条例の制定について

議案第10号 中能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第11号 中能登町営住宅等整備基準条例の制定について

議案第12号 中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

議案第13号 中能登町消防団に関する条例の制定について

以上の議案6件について、採決を行います。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第8号から議案第13号までの議案6件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 中能登町立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町障害程度区分認定

審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 中能登町精神障害者医療給付金支給条例の一部を改正する条例について

議案第19号 中能登町道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第20号 中能登町町営住宅条例の、もとい、議案第20号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第21号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

以上の議案8件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第14号から議案第21号までの議案8件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成24年度中能登町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第24号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第25号 平成24年度中能登町国民

健康保険特別会計補正予算

議案第 26 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 27 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 28 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 29 号 平成 24 年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案 7 件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案 23 号から議案第 29 号までの議案 7 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 25 年度中能登町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、賛成多数で、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、多数であります。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 25 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号 平成 25 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 33 号 平成 25 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 34 号 平成 25 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 25 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 25 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 37 号 平成 25 年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案 7 件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 31 号から議案第 37 号までの議案 7 件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 町道路線の認定について

議案第 39 号 町道路線の変更について

議案第 40 号 町道路線の廃止について

以上の議案 3 件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 38 号から議案第 40 号までの議案 3 件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

議案第 42 号 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合への加入について

以上の議案 2 件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 41 号並びに議案第 42 号の議案 2 件については、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第 1 号について、討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

これより、採決を行います。

請願第 1 号 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める請願を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 1 号は、採択とすることに決定しました。

◎選 挙

○議長（岩井礼二議員） 日程第 4 中能登町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

これより、中能登町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

その選挙の方法については、地方自治法第

118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

中能登町選挙管理委員会委員には、
中能登町武部ト部 8 番甲地 曾我輝男氏
中能登町高島る部 3 番地 2 領家 優氏
中能登町黒氏ハ部 59 番地 平野庄二氏
中能登町能登部下 118 部 48 番地 平野久雄氏

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました方を、中能登町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ご異議なしと認めます。

曾我輝男氏

領家 優氏

平野庄二氏

平野久雄氏

以上の方が中能登町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、中能登町選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名します。

第 1 位順位 中能登町武部ク部 14 番地

坂口春美氏、失礼、

第1位順位 中能登町小竹ク部 14 番地

坂口春美氏

第2位順位 中能登町徳前 13 部 2 番地

田中寧子氏

第3位順位 中能登町金丸又か部 24 番地

宮田政人氏

第4位順位 中能登町瀬戸ホ部 29 番地

池田精芳氏

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました方を、中能登町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました

第1位順位 坂口春美氏

第2位順位 田中寧子氏

第3位順位 宮田政人氏

第4位順位 池田精芳氏

以上の方が、順位のとおり中能登町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎追加日程 1

○議長（岩井礼二議員） 追加日程第1 日程第1～日程第3

お諮りいたします。

ただ今、杉本町長より、議案第43号 工事請負契約の締結について

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第2号 監査委員の選任についての議案1件、同意2件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ご異議なしと認め

ます。

議案第43号及び同意第1号並びに同意第2号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程1 日程第1～日程第3を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案をいたしました議案第43号及び同意第1号並びに同意第2号につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第43号 工事請負契約の締結につきましては、平成24年度中能登町防災行政デジタル無線施設整備工事について、2月20日に3社が参加して事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、2億8,010万8,500円で米沢電気工業株式会社に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

本工事は、防災行政無線をデジタル化するもので、現在、各家庭に配布してある戸別受信機を廃止し、音声告知端末から防災情報をお知らせをすることで一元化を図るとともに、屋外拡声機も設置箇所数を増やすものであります。

更に、移動系の無線を新たに配備し、あらゆる災害に対して通信連絡や情報共有に万全を期すための整備を行うものであります。

次に、同意第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員の任期満了に伴い、後任の候補者を推薦するため、中能登町金丸又

た部 30 番地 土屋健次氏が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

最後に、同意第 2 号は、監査委員の選任についてであります。監査委員のうち、執権を有する監査委員として選任する委員が任期満了となりますので、執権を有する監査委員として、中能登町能登部下 124 部 26 番地 4 宮崎正敏氏が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、本日追加提案をいたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議のうえ、適切な議決とご同意を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 追加日程 1 日程第 1

町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、追加日程 1、日程第 1

議案第 43 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度中能登町防災行政デジタル無線施設整備工事）について、質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第 43 号について、採決します。

お諮りします。

議案第 43 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2

追加日程 1、日程第 2

同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 3

追加日程 1、日程第 3

同意第 2 号 監査委員の選任についてであります。

本案は、人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

同意第 2 号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎追加日程2

○議長（岩井礼二議員） 追加日程2 日程第1

お諮りします。

ただ今、提出者 宮下為幸議員ほか賛成者5名から、発議第1号 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

以上、発議1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご議異ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ご異議なしと認めます。

発議第1号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をします。

午後3時40分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程2 日程第1

発議第1号 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） ただ今、上程されました意見書について、趣旨説明をいたします。

近年、テレビや新聞等で報道されていますが、中国国内で生じたPM2.5の大気汚染の影響が懸念されております。

石川県においても、前年同期の約3倍にもなるPM2.5がたびたび観測されており、また、これから黄砂に対する大気汚染についても県民の不安が高まっているのが現状です。

国におかれては、健康被害に対する住民の不安を払拭するため、次の3項にわたってPM2.5に係る対策を要望するものです。

- 1 情報やデータをわかりやすく提供すること。
- 2 国において調査を行い、国際的な取り組みを推進すること。
- 3 自治体における観測網の支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月6日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第1号について、質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第1号 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書を採決します。

お諮りします。

ご苦労さまでした。

発議第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

午後3時47分 閉会

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（岩井礼二議員） 日程第5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題とします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長、議会活性化特別委員会委員長、鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

これをもって、平成25年度第2回、もとい、これをもって、平成25年度、もとい、平成25年第2回中能登町議会定例会を閉会します。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 井 礼 二

署名議員 作 間 七 郎

署名議員 山 本 孝 司